

やまなみに抱かれ

いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村

いくさか『村づくり』計画

平成 28 年度～32 年度

犀川の朝霧のように村民の希望が^か翔け昇る^{さと}郷 いくさか

長野県生坂村

目 次

1	計画更新にあたり	1
2	村づくりのための基本構想	2～3
3	人口及び高齢化率の状況と将来推計	3～4
4	協働による村づくりの推進	5～8
	（1）区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策	
	（2）協働事業の拡充及び推進	
	（3）公の施設の管理	
5	各部会別将来計画	8～48
◆	総務部会 ◆	8～19
	（1）議会運営	
	（2）常勤特別職の配置・給与	
	（3）財政	
	（4）行政運営・職員給与	
◆	住民部会 ◆	19～22
	（1）村の収入・財源確保	
	（2）社会就労センター	
	（3）後期高齢者医療制度	
	（4）歯科診療所	
	（5）環境衛生	
	（6）やまなみ荘	
	（7）結婚と子育て支援	
◆	健康福祉部会 ◆	22～29
	（1）高齢者福祉	
	（2）介護保険	
	（3）障がい者福祉	
	（4）福祉医療給付	
	（5）保健医療	
	（6）国民健康保険	
	（7）国民健康保険税	
◆	振興部会 ◆	30～37
	（1）土木関係	

(2) 住宅環境整備	
(3) 林務関係	
(4) 下水道事業	
(5) 簡易水道事業	
(6) 商工振興	
(7) 観光事業	
(8) 都市との交流事業	
(9) 農業振興	
(10) シルバーセンター	
◆教育部会◆38～46
(1) 地方教育行政改革	
(2) 学校教育事業	
(3) 社会教育事業	
(4) 公民館事業	
(5) 文化財保護事業	
(6) 保健体育事業	
(7) 各施設運営事業	
(8) 保育事業	
(9) 子ども・子育て支援事業	
(10) 社会人権教育・男女共同参画事業	
◆各部会連携事業◆47～48
(1) 定住対策	
(2) 各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置	
(3) 集落の活性化対策	
(4) 道州制について	
(5) 集落との連携事業	
(6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進	
6 村の財政状況（資料）49～53
(1) 普通会計の決算の状況	
(2) 財政のシミュレーション	
(3) 公債費の状況	
7 各事業の評価予定（資料）54～57

1 計画更新にあたり

生坂村は、「山紫水明 食と文化 癒しの郷」であり、犀川の清き流れと溪谷美の山清路、雄大な大城・京ヶ倉、高津屋森林公園、スカイスポーツ公園など、水辺と里山が織りなす風光明媚な自然に恵まれています。また、赤地藏、金戸山百体観音、乳房イチョウと観音堂など、多くの歴史・文化遺産とおやき、おにかけ、干し柿などの食文化等の財産を背景にして、先人達の努力により守り育ててきた自然・伝統との共生の精神を受け継ぎ、地域の絆を大切に心豊かな暮らしを営んでいます。

「生坂村第5次総合計画」を根幹に「いくさか村づくり計画」を実施計画として、いくさか大好き隊員による様々な支援の充実、社会資本整備総合交付金による村道改良事業、避難所の公民館耐震改修事業、消防詰所整備事業、定住促進住宅の整備等による人口維持対策と地域づくりに取り組み、安全安心な生活と地域・村の活性化を目指しています。

「いくっこ 子育て支援」の充実強化のための子育て支援センター整備事業、健やかに産み育む子育て支援金、18歳まで医療費の無料化と各種ワクチン接種の全額助成、結婚祝金、出産祝金・入学祝金・奨学金貸付制度、安心・安全な食育対策補助、学習支援員と司書の配置等により、次代を担う子供たちへの子育て支援と教育の充実に努めてまいります。

保健師4名と社会福祉士の体制により、特定健診・特定保健指導の受診増を図り、健康体操・ウォーキング・足ツボ健康法・元気塾・お達者教室・健康応援隊等による健康保持と介護予防に努めていただく中、各種介護サービス、高齢者生活福祉センターの運営、配食サービス、福祉有償運送サービス、高齢者見守り業務等により福祉の充実強化を行い、高齢者の安全・安心で健康な暮らしの継続による健康長寿を目指してまいります。

県営中山間総合整備事業の実施、農業公社の新規就農研修制度による担い手の育成、特産品開発部等による6次産業化、生坂マル得商品券発行補助、住宅リフォーム・耐震補強等補助、薪ステーション運営事業により商工業者の育成と地域経済の活性化を図る産業振興事業等を重点施策として、「いくさか村づくり計画」による村政運営を進めてまいります。

今年度は、「生坂村人口ビジョン」と「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、生坂村と各地区の活性化や人口減少の抑制を図るなどの生坂創生のための実行初年度であり、それぞれの新施策も遂行してまいります。そして、さらなる村民の皆様との協働による村づくりの継続によりまして、第5次総合計画の将来の姿「やまなみに抱かれ いつまでも楽しく暮らせる未来を創り出す村」の実現に向けて、引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

生坂村長 藤 澤 泰 彦

2 村づくりのための基本構想 (平成 22 年度～平成 31 年度)

- ◎ 将来像 やまなみに抱かれ いつまでも
楽しく暮らせる未来を創り出す村
- ◎ キャッチフレーズ 犀川の朝霧のように村民の希望が
翔^かけ昇^{さと}る郷 いくさか

美しい自然の中で、村民が健康に恵まれ、先人が築いた伝統を基に、村への愛着と夢を抱いて、いつまでも楽しく暮らし続けられる安全安心な村をめざすことを将来の姿とします。

また、計画に掲げる全ての施策は人を礎とするものであり、当村の人口減少・少子高齢化問題は重要課題として、福祉・子育て支援の充実、産業の振興、住環境の整備、人口の維持等に努めていきます。

(1) みんなが元気でにこにこ暮らせる村づくり

- 1) 元気な暮らしを守ります〔保健・医療・保険〕
- 2) 全ての人にやさしい村をつくれます〔福祉〕
- 3) 子どものすこやかな育成を応援します〔子育て〕
- 4) あらゆる危害から村民を守ります〔安全・安心〕

(2) 生涯わくわく学び続けられる村づくり

- 1) 子どもの心を育みます〔学校教育〕
- 2) 生涯にわたり学びの機会を提供します〔社会教育〕
- 3) スポーツに親しむ環境をつくれます〔スポーツ〕
- 4) 一人ひとりを大切にします〔人権尊重〕
- 5) 古の遺産を学び伝えます〔歴史、伝統、文化の継承〕

(3) 気持ち良くゆったり暮らせる村づくり

- 1) 安心して暮らせる生活基盤をつくります〔生活基盤の整備〕
- 2) 快適に暮らせる環境をつくります〔住環境〕
- 3) みずみずしい潤いに満ちた環境をつくります〔環境保護〕

(4) 活気にあふれにぎわいに満ちた村づくり

- 1) 地の利を活かした農林業を発展させます〔農林業の発展〕
- 2) 村の資産を活かした商工観光を発展させます〔商工観光の発展〕

(5) みんなで元気な村づくり

- 1) 地域の全ての力を使って村づくりをしていきます〔村民主体の村政（協働）〕
- 2) 効率的で身近な行政をめざします〔行政組織〕

平成 21 年度に策定した、上記の生坂村第 5 次総合計画で示された基本構想は、平成 22 年度から平成 31 年度までの村のめざすべき将来像と村づくりの基本的な方向を定めてあります。平成 26 年度までの前期基本計画が終了したことにより、施策の検証を行い生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合を図り、後期基本計画に活かしていきます。

この「村づくり計画」は、基本構想で定められた諸政策を具体的な事業として年度ごとに計画していきます。

3 人口及び高齢化率の状況と将来推計

当村の人口は減少を続けており、昭和 55 年に 3,142 人であったものが平成 22 年には 1,953 人となり、この 30 年間で 1,189 人（37.8%）減少しています（国勢調査人口）。

なお、年齢別の構成比をみると 15 歳未満の構成比が 17.4%から 9.9%に減少し、65 歳以上の構成比が 17.7%から 39.5%に増加しており、依然少子高齢化が進んでいます。

今後の人口見通しは、国立社会保障・人口問題研究所がコーホート要因法に基づいて算出した数値に基づいて推計すると、目標年度の平成 31 年度には 1,641 人となる見込みです。

◎人口見通し

区 分	国 勢 調 査						推 計 値		
							初年度	目標年度	
	昭和 55 年 (1980)	昭和 60 年 (1985)	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 17 年 (2005)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)	平成 31 年 (2019)
総人口	3,142	2,904	2,738	2,559	2,416	2,160	1,953	1,765	1,641
男性	1,547	1,415	1,334	1,265	1,197	1,066	949	861	813
構成比	49.2	48.7	48.7	49.4	49.5	49.4	48.6	48.8	49.5
女性	1,595	1,489	1,404	1,294	1,219	1,094	1,004	904	828
構成比	50.8	51.3	51.3	50.6	50.5	50.6	51.4	51.2	50.5
15歳未満	548	448	360	329	288	227	193	163	148
構成比	17.4	15.4	13.1	12.9	11.9	10.5	9.9	9.2	9.0
15～64歳	2,039	1,866	1,703	1,453	1,294	1,133	989	859	823
構成比	64.9	64.3	62.2	56.8	53.6	52.5	50.6	48.7	50.2
65歳以上	555	590	675	777	834	800	771	743	670
構成比	17.7	20.3	24.7	30.4	34.5	37.0	39.5	42.1	40.8

※平成 27 年国勢調査速報値…人口 1,844 人（男 888 人 48.2%・女 956 人 51.8%）[平成 28 年 10 月頃確定予定]

※コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法をいう。例えば、ある地域において観測された 15～19 歳の人口は、5 年後には 20～24 歳に達し、またその人口集団は、15～19 年前に出生したものなどと年次的に追跡し、その人口集団の要因ごとの変化率を用いる方法をいいます。

4 協働による村づくりの推進

地方自治において行政運営は、地域住民の意見を聞き、住民の意思に基づき行うことが基本となっています。また住民が「ボランティア活動」や「おてんま」など自主的に取り組むことにより行政が成り立っていけるものと考えます。そこで村づくりの中でもっとも重要な事は、地域、村に対して愛着と責任感を共有して、村民と行政との協働による村づくりをすることです。

村民の皆さんのご理解、ご協力をいただく中で、個人でできることは個人自ら行っていたく、個人では、できないことを家族や地域の取り組みの中で解決していただく、それでも解決できない問題は、行政と一緒に解決をしていく、つまり、自助・共助・公助を基本と考え、村民と行政が、対等な関係と信頼関係で結ばれ、それぞれの役割分担を認識し合い、協働による村づくりという共有課題に向かって、協力・連携して、実行していかなければと考えております。

そして、そのために区との連携も緊密にしていかなければと考えています。それには地区担当職員の各区3名が、区の皆さんの活動状況やご意見、ご要望を地区担当職員から随時、報告書という形で提出させ、庁内で検討し村政に反映させています。

また行政からも、議決した案件や村の状況等に関しまして、区役員の皆さんと相談し、タイムリーに地区担当職員から区民の皆さんに報告をするように努めています。

さらに、平成25年度から村の南部・中部・北部ごと、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）が協力体制を取れるようにし、道路整備や農地の保全など人口の減少や高齢化により困難となってきた地域の課題に対し、支援を行っています。併せて、各地域での集会や話し合いの場にも参加し、出されたご意見、ご要望を行政に反映させるとともに課題解決に向け検討していきます。地域での情報や活動状況については、各情報公開事業により随時情報発信していきます。

今後も各区が歴史、文化、伝統を活かした特色ある活動ができるよう、各区の現状を把握する中で、村民のための新たな「協働」についても検討し、その結果によりさらなる協働の村づくりを進めていきます。

(1) 区と行政との連絡体系の強化及び集落の活性化対策

平成20年度に生坂村区振興条例により、地区担当職員（各区3名体制）の設置と担当職員の役割を明確にしました。これにより各区の状況や意見、要望を把握し、その内容を月1

回庁内で検討協議を行い、迅速に対応します。

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営がされるようになりました。また平成 23 年度に新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、平成 27 年度までの 5 年間に於いて地区や各種団体から申請のありました 43 事業、支援金額にして 986 万円が採択され、協働による村づくりに活用されています。今後もさらに協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきています。このような集落については、地区担当職員によるサポートに加え、隣接した各区の連携及び協力体制の確立の検討が必要となっています。そこで、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っています。

また、平成 26 年度から区長を集落支援員として委嘱し、協働作業等の集落点検を実施するとともに、集落の現状や課題について話し合いを促進しています。

集落再編成については、行政区の再編成などの検討が必要となってきたことから、今後も引き続き様々な機会をとらえて、ご意見を伺い検討をしていきます。なお、集落の名称は部落として使用してきましたが、数年前から一般的に使われなくなったことにより、平成 27 年度から常会に名称を変更しました。

（２）協働事業の拡充及び推進

現在実施している事業を基に、さらに『地域発 元気づくり支援金事業』を取り入れ、各団体の個性を活かした事業を行い、協働事業を拡充していきます。

今年度は村申請事業で 3 事業、団体申請事業で 4 事業を申請しました。今後も引き続き、各団体の個性を活かした事業を展開していきます。

ア 現在行われている主な協働事業

- ・生坂村絆づくり支援金事業
- ・中山間地域農業直接支払事業
- ・環境保全事業
- ・元気塾
- ・配食サービス
- ・おてんま（道路舗装・除草等）

- ・高津屋森林公園周辺整備
- ・児童館・生涯学習施設（たんぽぽ）の運営
- ・子供の安全確保
- ・文化財の保護
- ・多面的機能支払交付金
- ・みんなで支える里山整備事業
- ・地域ぐるみでむらじゅう花ざかり事業
- ・赤とんぼフェスティバル

イ 平成 27 年度に『地域発 元気づくり支援金事業』で行った事業

◎ 村申請事業

- ・農地復活応援団事業
- ・伝えて活かすグルメ食暦事業
- ・4Rで1日5gごみの減量事業
- ・歩いてつながる地域の輪事業
- ・i-Life i-Learn i-Like i-Tell 事業
- ・地区の防災安心応援事業

◎ 団体申請事業

- ・川霧にはぐくまれる柿・めじろの里づくり事業（草尾柿組合）
- ・21世紀のおやき作り ～粉を活かした元気な村づくり～（上生坂里山の会）
- ・大日向地区 集落再熟事業（大日向地区）
- ・アウトドアで村おこし事業（生坂村観光協会）
- ・イルミネーションの光とともに村の魅力・出会いの場提供事業（iコン実行委員会）

（3）公の施設の管理

住民のコミュニティー活動の場となる村の施設や福祉施設などの公共施設のあり方を検討し、その運営をはじめ維持管理に住民の皆さんが参画するなど、効果的な活用を進めます。

平成 20 年度から、活性化センター及び南部交流センターの施設管理について、指定管理先と度重なる協議を行いました。この結果、平成 22 年度から維持管理費について精査し、年間委託料を定め、委託料を管理先に支払い、実状にあった施設管理を行っています。また、平成 21 年度に老朽施設検討委員会を設置し、今までの検討結果は次のとおりです。

旧南小学校体育館	現施設を取り壊し、敷地を有効利用できるよう検討します。
旧北小学校校舎・体育館	平成 22 年度に旧施設を取り壊し、文化財資料館「山清路の郷資料館」を建設しました。
旧北部保育園	平成 25 年度に旧施設を取り壊し、大日向地区の公園として整備しました。
卒塔坂教員住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
ファミリースポーツパーク	平成 22 年度にドラゴンコースターが危険なため、取り壊し平成 23 年度にかけて、テニスコート・遊具・マレットゴルフ場・クラブハウス等を改修または整備しました。
旧歯科診療所・商工会	旧歯科診療所の施設は、平成 26 年度に改修を行い、夢の里山 生坂こなもん工房が活用しています。また旧商工会の施設は書庫等に活用しています。
旧校長住宅	当面、現施設を村営住宅として有効利用します。
下生坂東部第 2 住宅	平成 21・22 年度に旧施設を取り壊し、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」を建設し運営を行っています。

5 各部会別将来計画

◆総務部会◆

(1) 議会運営

ア 議会議員の定数

議会議員の定数は、平成 16 年 12 月定例議会で議員提案され、平成 17 年 5 月の改選時より 12 人を 10 人に減員しました。その後も人口規模を考慮して議会内で検討を続け、平成 20 年 9 月の定例会で議員定数を 8 人とすることを決定し、平成 21 年 4 月の選挙から実施しました。

イ 議員活動

毎年実施している県、郡の議員研修会への出席や、先進地の行政視察研修を行い議員の資質向上に努めています。議員の活動をお知らせするため平成 26 年度には女性の会、正副区長との懇談会を、平成 27 年度には、全村民を対象とした議会活動報告会を行いました。今後も村民との懇談会等を計画し、村政に関する課題及び村民の意見を把握して負託に応えます。そして、議会でも村の事業について評価を行い、多くの意見・要望を反映するよう努めています。

また、平成 26 年 10 月 8 日には、災害時に議会が災害対策本部と連携し、迅速かつ適切な支援活動を行う、「生坂村議会災害対策支援本部設置要綱」を施行しました。

ウ 議会議員の報酬

報酬については、平成 14 年度から 19 年度まで暫定的に 2～10%の減額をしてきましたが、平成 20 年度に議員報酬の条例を改定しました。この改定で、それまでの暫定的な削減に比べ、手当を含めた年間の支給額は少なくなりました。また、平成 25 年 10 月から平成 26 年 3 月まで、報酬の 5%を減額しています。

議員報酬月額推移

(単位：千円)

職名	平成 19 年度				平成 20 年度 以降の条例による議員報酬 月額
	までの条例による議員報酬 月額	平成 17 年度 (8%減額)	平成 18 年度 (10%減額)	平成 19 年度 (10%減額)	
		支給額	支給額	支給額	
議長	290	267	261	261	267
副議長	217	200	196	196	200
委員長	197	182	178	178	182
議員	195	180	176	176	180

平成 21 年度より議員数が減り、議員の人件費が 663 万円程削減しました。

(2) 常勤特別職の配置・給与

常勤の特別職の給与は、平成 14 年度から 19 年度まで 10%～30%減額してきました。平成 16 年度は機構改革を行い、収入役を置かず、その職を助役が兼掌するため、常勤の特別職は、村長、助役、教育長の 3 名となりました。

つづいて、平成 19 年度には、法改正で助役が副村長、収入役は一般職の職員が行うこと

になり総務課長が会計管理者を兼ねました。平成 23 年度からは副村長を置かず、会計管理者を置いています。現在、常勤の特別職の給与の減額状況については、下の表のとおりです。

(単位：千円)

職名	平成 19 年度 までの条例 による常勤 特別職報酬 月額	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	平成 23 年度
		減率	金額	減率	金額		
		条例改正により					
村長	775	20%	620	30%	543	645	
助役	641	16%	539				
副村長	641			24%	488	547	設置せず
収入役	604						
教育長	543	11%	484	12%	478	500	

(条例の額の変更により、手当、退職金を含めた総額は減ることになります)

なお、平成 19 年度までの減額は、期間及び減額率を定めた特例措置でしたが、平成 20 年度からは、長野県の 5,000 人未満の町村の平均報酬額を考慮し条例の給料額を減額改正しました。この改正により、給与、手当等で平成 19 年度に比べ 52 万 5 千円程削減となり、退職金の年相当額で 107 万 7 千円程度支給額が減ります。

また、平成 22 年度人事院勧告により、村長、副村長、教育長の期末手当を 0.15 月引き下げました。さらに、現在は副村長を置かないため、人件費が 1,000 万円程度削減されます。

平成 25 年度には国家公務員の給与削減支給措置を踏まえ、7 月 1 日から 9 ヶ月間、常勤の特別職で 5.1%、一般職で平均 4.7%の給与の減額を実施したため、680 万円程の給与が削減されました。

(3) 財政

ア 地方交付税の動向

地方交付税においては、これまでの決算でもわかるように歳入の大半を占めており、当村は、交付税依存による財政運営と言えます。

普通交付税では、平成 27 年度に新たな算定見直し分として人口減少等特別対策事業費が追加されたことにより増額交付となりましたが今後については不透明であり、平成 27 年に実施した国勢調査による人口についても減少が見込まれていることから普通交付税の算定基礎そのものが縮小となっており、将来的に地方交付税は減収となる厳しい状況が予想されます。

地方交付税の状況（平成 18～26 年度実績、平成 27～31 年度見込）（単位：万円）

年 度	地方交付税	増減額	(左記のうち)	
			普通交付税	増減額
平成 18 年度	11 億 2,345	▲ 2,378	10 億 1,617	▲ 3,750
平成 19 年度	11 億 2,869	524	10 億 1,078	▲ 539
平成 20 年度	11 億 8,417	5,548	10 億 5,957	4,879
平成 21 年度	11 億 9,994	1,577	10 億 6,830	873
平成 22 年度	12 億 4,683	4,689	11 億 3,356	6,526
平成 23 年度	12 億 3,325	▲ 1,358	10 億 9,802	▲ 3,554
平成 24 年度	11 億 5,415	▲ 7,910	10 億 3,699	▲ 6,103
平成 25 年度	11 億 8,489	3,074	10 億 4,869	1,170
平成 26 年度	11 億 4,699	▲ 3,790	10 億 1,699	▲ 3,170
平成 27 年度	11 億 8,300	3,601	10 億 6,427	4,728
平成 28 年度	11 億 4,500	▲ 3,800	10 億 4,000	▲ 2,427
平成 29 年度	11 億 2,700	▲ 1,800	10 億 2,300	▲ 1,700
平成 30 年度	11 億 0,300	▲ 2,400	10 億 0,100	▲ 2,200
平成 31 年度	10 億 7,200	▲ 3,100	9 億 8,000	▲ 2,100

イ 財政の状況及び取り組み

当村の財政状況は、歳入においては自主財源である地方税は減収傾向となっています。交付税は、国の経済対策による財源措置等によりこれまで安定した収入が見込まれてきました。今後の見通しにおいては、国では「まち・ひと・しごと創生法」による地方創生の取り組みに対して財政措置等を行っているところですが、村で策定した総合戦略について分野ごとに目標達成に向けて、各施策間の連携を図りながら積極的に取り組んでいくことが重要となります。また、普通交付税では国勢調査による人口規模の縮小や公債費算入分の減少により、年々減収していくことが考えられます。また、人口が減少しつつも、高齢者人口が多いことから、社会福祉経費などは今後も必要となり、支出の減額は見込めない状況となっています。

これらのことから、将来的には、村の財政運営上、財源不足額が生じることも考えられるため、以下のとおり、取り組みを継続し実施していくこととします。

- ・歳出における徹底的な見直し、削減（事業の点検、評価によるハード事業の縮小、事務

事業の廃止、縮小、公共施設のLED照明推進によるコスト削減)

- ・繰り上げ返済などによる公債費の適正な償還、将来的な負担を考慮した村債の発行抑制
- ・村づくり計画、その他事業計画に基づく健全、確実な事業遂行
- ・財政状況の積極的な情報公開（広報いくさか、ホームページ、ICN〈生坂村コミュニケーションネットワーク〉の活用など）
- ・自然災害に対応するための避難所の整備

ウ 今後の財政見通し

歳入では、これまでの収入状況を踏まえ、地方交付税は、各算定費目や公債費算入による需要額を加味し、歳出は予想されるすべての事務事業を細節ベースで細かく積み上げ、今年度から平成31年度までの財政状況をシミュレーションした結果、今後5年間は財源不足による基金の取崩しを行わず運営できる見通しですが、各年度において、大きな余剰は見込まれていないことから不測の支出によっては、基金を繰り入れることも考えられる状況となっています。今後も、行政評価等の見直しを実施しながら、事業を進める上で必要性や緊急性を充分に見極め、持続可能な財政運営を目指していくことが重要であると考えられます。そのためにも、毎年度村政懇談会を行い、住民が真に必要とする事業を見定めていきます。

※ 財政シミュレーションに関する資料は49～53ページに添付しています。

エ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法により実施され、この法は施行年次が定められた時限立法となっていますが、今年度から平成32年度まで継続延長されることとなりました。過疎対策事業債の対象事業では、道路改良や施設整備などのハード事業をはじめ、地域医療の確保や住民の日常的な移動のための交通手段確保、集落の維持及び活性化等のソフト事業があり、今後の計画に応じて活用していきます。

(4) 行政運営及び職員給与

役場の職員数については、平成11年度52人いた職員が、平成17・18年度には42人、平成19年度に副村長・教育長の職員からの登用で2名が減員され、平成11年度に対比し、13名が純減され39名となっています。また、平成25年度末では3名が退職し、平成26年度は新規採用を3名行いました。そして平成26年度末には3名が退職し、平成27年度に新規採用職員は2名と、さらに1名減員となりました。

平成24年度から定年による減員対策として新規採用を行い、福祉など住民サービスが低下しないように効率の良い内部組織構成を検討しながら、人事の活性化を図り、年齢構成の

バランスをとっていきます。

ア 職員の給与見直し

組織の見直しとともに、職員の給与について見直し、スリム化を図ります。

また、人事院勧告により、次のように平成 18 年度から給与制度を改正しました。

- ・ 俸給表を 8 級制から 6 級制に改正し、事実上大幅な減額となりました。
- ・ 昇給も人事評価制度を導入し、職員の意識改革を図るとともに人材育成を図ります。
- ・ 職員の昇給は、55 歳以上昇給抑制になりました。

イ 村づくり推進室の活動

平成 18 年に村づくり推進室を設置し、村づくり計画を村民総参加の計画に近づけるため、1 人でも多くの村民から村づくりについての意見を出していただくよう村政懇談会を実施し、その意見を検討し当計画に反映していきます。

また、第 5 次総合計画で計画した、地域活動の基盤づくり、ボランティアの統一化、広域交流の推進、空き家の利用、廃屋対策について調査研究し事業推進を行います。

すべての事務事業について、毎年度評価・見直しを行い選択、効果的に事業を実施し、行政経費の削減合理化を図っていきます。

平成 22 年度においては、空き家バンク制度を立ち上げ、約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録を行い、村内へ永住を希望する方に紹介しています。平成 27 年度までに、空き家バンク制度を利用し 9 世帯の方が移住しました。今年度は村内の空き家実態調査を実施し、入居可能な空き家や管理されていない空き家等を把握しながら、定住や空き家対策を進めていきます。

事業評価については、平成 19 年度から 5 年計画で様々な事業について実施してきましたが、予定した事業の評価が終了したことから、平成 24 年度から新たに第二次事業評価として、平成 28 年度までの評価予定により各事業の評価を実施し、事務事業に反映していきます。

平成 23 年度から新設しました村独自の生坂村絆づくり支援金制度により、協働事業の推進を行うとともに、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。

また、人口の減少と高齢化により道路整備や農地の保全など、困難となる集落が出てきていることから、平成 25 年度からいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制による地域づくりと様々な支援の充実強化を図り、平成 26 年度からは区長が集落支援員を兼任した活動を進めています。

ウ 職員資質の向上

職員の資質向上・意識改革についても、自己能力を100%引き出すため研修センター等の研修機会を活用し、職員の資質向上を行い、地方分権に対応できる人材の育成に努めるとともに、人事評価制度を平成23年度から本格導入しました。この評価結果の給与への反映により、意欲ある人材の育成に努めていきます。

エ 住民対応の充実

多様化する住民ニーズに対応し、住民が必要とする事業について、積極的に国・県と協議し事業推進を行っていきます。窓口の対応についても、迅速かつ親切な対応に心がけ、住民の満足の向上を図っていきます。

オ 行政のスリム化

財政規模の動向に合わせて、長期的な展望の中で公営企業・公益法人等も含めた定数を定め、効率的かつ弾力的な人員配置を検討します。

カ 行政改革のさらなる推進

平成13年度から行政改革を行い、次の表のように人件費で1億2,300万円、物件費の経常的経費で4,100万円（平成18年度には電算の更新が4,000万円かかりましたので増えています。）程削減しました。また、平成20年3月に制定した条例により複数年の契約ができるようになりましたので、公共施設の管理に関する委託料及びコピー機等の賃貸借契約について、消費税の増税に対するコストを抑えることができました。今後も発注体系の検討及び職員の節約意識の高揚等を図るとともに、行政改革に関する集中改革プランを基に、さらなる改革を断行します。

これに加え、平成19年度より実施した事務事業評価は各年度に評価事業を定め、事務事業の評価を行い、住民が必要とする事業を見定めていきます。

また、平成26年度から電算システムの経費の削減を図ることを目的として、市町村電算システム共同化委員会に参加し、平成29年度の切替えからは、約47%程度の経費の節減を目指します。

年度別決算状況（普通会計・人件費及び物件費）

【単位：万円】

項目 年度	人件費 (前年度 比)	物件費 (前年度 比)	物件費							
			賃金	旅費	交際 費	需用費	役務費	備品 購入	委託料	その 他
15	42,042	27,155	2,845	503	106	7,540	1,239	665	10,680	3,577
	(▲2,100)	(516)	(597)	(▲185)	(▲32)	(▲1,546)	(193)	(▲38)	(2,945)	(▲224)
16	38,214	26,790	2,605	318	71	6,738	1,278	279	12,632	2,869
	(▲3,828)	(▲365)	(▲240)	(▲185)	(▲35)	(▲802)	(39)	(▲386)	(1,952)	(▲708)
17	33,320	23,867	4,433	315	35	6,213	1,182	168	9,629	1,892
	(▲4,894)	(▲2,923)	(1,828)	(▲3)	(▲36)	(▲525)	(▲96)	(▲111)	(▲3,003)	(▲977)
18	35,160	27,507	4,434	349	23	6,427	1,039	272	13,122	1,841
	(1,840)	(3,640)	(1)	(34)	(▲12)	(214)	(▲143)	(104)	(3,493)	(▲51)
19	36,131	25,620	4,282	244	37	6,705	972	489	10,765	2,126
	(971)	(▲1,887)	(▲152)	(▲105)	(14)	(278)	(▲67)	(217)	(▲2,357)	(285)
20	35,413	26,869	4,635	194	31	7,091	962	647	11,058	2,251
	(▲718)	(1,249)	(353)	(▲50)	(▲6)	(386)	(▲10)	(158)	(293)	(125)
21	34,360	32,020	5,509	201	24	6,768	1,232	1,237	15,052	1,997
	(▲1,053)	(5,151)	(874)	(7)	(▲7)	(▲323)	(270)	(590)	(3,994)	(▲254)
22	34,186	32,300	5,926	176	22	6,369	1,127	1,868	14,387	2,425
	(▲174)	(280)	(417)	(▲25)	(▲2)	(▲399)	(▲105)	(631)	(▲665)	(428)
23	34,587	31,591	7,075	245	37	6,840	1,090	1,451	12,429	2,424
	(401)	(▲709)	(1,149)	(69)	(15)	(471)	(▲37)	(▲417)	(▲1,958)	(▲1)
24	33,823	31,531	7,431	223	30	6,627	1,134	1,290	12,122	2,674
	(▲764)	(▲60)	(356)	(▲22)	(▲7)	(▲213)	(44)	(▲161)	(▲307)	(250)
25	33,440	35,671	8,021	193	17	6,941	1,205	1,094	14,628	3,572
	(▲383)	(4,140)	(590)	(▲30)	(▲13)	(314)	(71)	(▲196)	(2,506)	(898)
26	33,976	38,989	9,072	220	39	7,183	1,330	729	16,297	4,119
	(536)	(3,318)	(1,051)	(27)	(22)	(242)	(125)	(▲365)	(1,669)	(547)

キ 情報公開体制の確立及び高速情報通信施設の整備

広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の連携を強化し、維持管理経費と事業効果を比較検討し低コストで、効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

I C Nの自主放送について、平成 21 年度からデジタル放送で放映できるよう整備しました。これに合わせ、議会本会議の中継の実施、放映ソフトの拡充を行い、放送内容の充実を図りました。また、平成 24 年度からは従前の文字放送に合成音声システムを導入し、小さな子どもから高齢者までが視聴しやすい自主放送に努めています。

平成 19 年度に各情報公開事業を総合的に検討する情報発信委員会を設置しました。各情報公開事業の連携を強化し効率の良い開かれた情報公開体制を確立します。

また、広報いくさか、ホームページ・I C N（生坂村コミュニケーションネットワーク）・防災行政無線の内容の充実を図るため、現在、情報モニターとして6名の方を委嘱しています。

平成 21 年度に地域情報基盤整備事業により、高速通信回線の整備を行いました。この事業実施により、インターネットサービス等の内容が拡充されました。平成 22 年度においては、当施設をN T T東日本と長期的賃貸借契約を締結し、光フレッツサービスの提供を行い、現在、約 380 件で加入していただき利用しています。

ク 村営バス運行事業【村営バス、周回バス、保育園バス、スクールバス】

バスの運行管理業務について平成 16 年度から入札を行い、民間委託により経費削減に努め事業を行ってきました。

しかし、平成 19 年度から始まった安曇野市によるデマンド交通の実施と平成 20 年度から明科地区のスクールバス利用もなくなり、利用者の減少により運賃収入が著しく減っております。

そのため、村では「生坂村地域公共交通協議会」を平成 20 年 3 月に立ち上げ、平成 20 年度に国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」を活用し、運行の見直しを行いました。その結果、平成 21 年度から村営バスの愛称を『いくりん』とし、バスの小型化、周回デマンドバスの導入、やまなみ荘を起終点とした路線バスと周回デマンドバスとの乗り継ぎの利便性向上を図り、また夜 8 時台の周回デマンドバスは高校生の部活動に対応できるようにするなどの実証運行を 3 年間行い、平成 24 年度から本格運行に移行しました。今後、持続可能な運行システムの構築を目指しています。

平成 24 年度からは、運行事業費に対する継続的な補助を受けるため、国の地域交通確保

維持改善事業を活用し、村負担経費の削減に努めていきます。

ケ 消防団の組織と再編成

現在、3分団制8部で構成されており、団員の定数を満たすことが困難となりつつあるため、平成27年度から定数120人に減員しました。今後も引き続き本部の体制強化（役場職員の団員化）や機能別分団・団員の構成の検討と、各関係機関との連携により有事における初動体制の強化を図ります。

また、長年地道な日々の消防団活動や火災現場での消火活動が評価され、今年3月に消防庁長官表彰の最高栄誉である表彰旗を受章しました。

平成21年度には、幼少時からの消防活動への理解を深めるため、保育園児による『いくっ子消防団』を結成して、出初め式に参加するなどの活動をしています。

また、20年以上経過した小型動力ポンプ積載車両を計画的に更新することとし、平成26年度には上生坂部と宇留賀部の車両2台、平成27年度には日岐部の車両1台を更新し、今年度は、小立野部と大日向部の詰所建替え工事を行い計画的な消防設備の強化を図ります。

コ 防災対策

各地区に自主防災組織の立ち上げをお願いし、平成23年度までに10区で自主防災会が設立されました。地域防災力の低下を防ぐため、村では宝くじ助成事業を活用し、10区全てに自主防災倉庫並びに資機材を整備しました。整備された資機材等を活用し、災害時における住民と行政の協働による活動を推進していきます。

平成21年度には、ハザードマップを作成するとともに、地域防災計画の見直しを行いました。災害対策基本法が改正されたことなどから、平成26年度に地域防災計画の全面見直しや職員災害対応マニュアルを改正しました。また各避難所の整備については、地区との協議を進めながら、平成27年度は小立野公民館と日岐公民館の耐震改修を行い、今年度は宇留賀公民館の耐震改修を行う計画であり、今後も継続して耐震対策を図り、災害時に迅速な対応ができるよう推進していきます。

また、避難所としているやまなみ荘に太陽光発電が整備されたことから、大規模停電時にも瞬時に対応できる避難所として活用するとともに避難方法や避難所の整備についてさらに検討していきます。

平成25年度には、国民保護関係情報や震度速報等の緊急情報を直ちに防災行政無線（同報系）のスピーカーや戸別受信機から放送できる全国瞬時警報システム（Jアラート）の自動起動装置を整備し、緊急時の情報伝達体制を強化しました。

また、地域特性に配慮した警戒避難体制の整備として、平成25年度と平成26年度に5区

ごと 10 区において土砂災害に対する住民懇談会を開催し、防災マップの作成や豪雨災害を想定した避難訓練を行いました。平成 27 年度には、地域防災計画や各地区で定めた自主避難計画を基に家庭用防災マニュアルを作成し、全戸に配布するとともに地区懇談会を開催し説明を行いました。今後も防災訓練等を通じ周知に努め、全区をあげ住民主導型の警戒避難体制づくりを推進します。

近年多発する局地的な集中豪雨は、村内で発生した際にはその情報の収集に時間を要し対応の遅れが考えられるため、この対応に向けて平成 27 年度事業により村内 3 カ所へ雨量計を設置し、リアルタイムで情報が得られ、瞬時に対応が図られるよう整備を行いました。

また、災害時の医療救護体制の整備については、当村において大きな課題となっていますが、3 市 5 村、医療関係者等で構成されている松本広域圏救急・災害医療協議会において広域的に連携を図ることとし、平成 25 年度に災害時の医療連携に関する指針が策定されました。指針において、災害時に医療救護活動を支援するペア病院として当村には安曇野赤十字病院が定められ、病院とは「大規模災害発生時における医療救護班派遣に関する協定」を締結しました。今年 9 月 4 日には、松本広域圏 3 市 5 村が連携して医療救護訓練が実施される予定です。今後は、ペア病院、松本広域圏内の関係機関と平時から連携し顔の見える関係を築き、災害時の医療救護体制の強化を図ります。

サ 交通安全・防犯体制の確立

安曇野交通安全協会生坂支部や安曇野警察署の協力を得て、保育園、小・中学校の交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚、知識の普及に努めるとともに、交通危険箇所の点検、交通安全施設の計画的整備に努めていきます。

地域の防犯思想の高揚、普及を図るため、平成 23 年度に生坂村防犯協会を設立しました。設立時以降、開催されていなかった防犯村民大会を平成 27 年度に開催し、青少年の健全育成や非行防止、また、一人暮らしの高齢者の犯罪防止などに関係機関や各種の団体と連携を図りながら、地域ぐるみで防犯体制の確立に努め、複雑化する犯罪の未然防止に努めていきます。

シ 選挙（投票区の区域の変更）

人口の減少に伴い、選挙人名簿登録者数は 1,700 人を割り込み、各投票区における有権者数の格差が徐々に拡大する傾向にあります。選挙を行うについて、各投票所に管理者・立会人・選挙事務従事者等の報酬及び事務経費が必要となります。投票率の向上や投票の利便性は最も重要なことですが、選挙制度の改正で期日前投票や郵便投票など、有権者が投票しやすい環境が整備されました。このため、行政の効率化や経費削減の趣旨から、平成 25 年度

に投票区を5から3に変更し、投票時間も投票状況等から夜7時までに繰り上げるよう変更していきます。また、公職選挙法の改正により有権者年齢が18歳以上に引き下げられ、今年7月に行われる参議院議員選挙から適用されます。

◆住民部会◆

(1) 村の収入・財源確保

ア 村 税

(単位：万円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	比 較	備 考
個人住民税	5,335	5,092	▲243	景気回復の兆しはあるものの、人口の減少や高齢化により増収は望めません。
法人住民税	665	634	▲31	一定の景気回復は見込んでいますが、事業所数の減により減収の見込みです。
固定資産税	8,436	8,352	▲84	平成 27 年度は新築家屋も無く、1パーセント程度の減収の見込みです。
軽自動車税	594	673	79	税制改正により増収の見込みです。
村たばこ税	167	180	13	売り上げが多かった販売店の閉店により一昨年からは大幅な減収となりましたが、村内での販売の増により増収の見込みです。
計	15,197	14,931	▲266	

※平成 27 年度は当初予算（現年分のみ）

※平成 28 年度は当初予算（現年分のみ）

イ 納 税

村が村民に対し行う教育、人権保障、その他サービスについて負担していただく村税は、村の主要な自主財源であるとともに、納税は村民が負う義務となります。

ウ 収 納

主要な自主財源の村税は、負担の公平性を重視し、賦課したものを確実に収入にしていけることが求められますので、村税は現年度分の収納率 99%以上、国民健康保険税は収納率 98%を目標として、8月・12月・3月・5月を滞納整理強調月間にして徴収事務にあたり、徴収率の向上に努めています。また、県の個人県民税対策室と協働滞納整理の協定を結び、長野県地方税滞納整理機構の協力を得ながら大口や悪質な滞納者に対応し、村全体の滞納額の減少に努めています。

(2) 社会就労センター

厳しい経済情勢が続く中、生活困窮者、障がいのある人の働く場所である社会就労センターの役割は益々重要となっています。安定した事業経営に向けて、現在下請け作業を中心に独自の作業にも取り組んでいます。生きがい活動を支援する施設として位置づけ、地域に根ざした就労と活動の取り組みをしていきます。企業と緊密な信頼関係を構築して長期的な取引ができるように努め、利用者の就労の機会と工賃アップや社会参加を促進していきます。

また、平成 26 年 1 月からは施設授産作業員定数を 20 人に変更し、家庭でも作業ができるよう 50 人定員の家庭授産を新設しました。より多くの方が就労する機会を得て、仕事をやる意欲が創出できるよう支援していきます。

(3) 後期高齢者医療制度

データヘルス事業を推進し、医療費の動向を参考にして、後期高齢者の健康管理に対する意識高揚、啓発及び健康相談等行っていきます。

保険料については、制度加入時に負担のなかった方や、低所得者の負担が増えないように、制度修了まで軽減措置を行っていきます。

また、平成 25 年度から行っている人間ドックの助成に加え、今年度から脳ドックへの助成を始めます。助成額は国民健康保険と同様に人間ドックは日帰り 25,000 円、1泊 30,000 円、脳ドックは 10,000 円です。ただし、申請受付期間は 4 月から 1 月までです。

(4) 歯科診療所

平成 26 年度に過疎債を活用して診察用の椅子 2 脚を更新し、今年度は業務用パソコンを更新します。子どもから高齢者までが受診しやすい環境づくりや効率的な診療環境を整備し、妊婦を対象にした検診や子どもの口腔衛生意識の向上にも努め、予防医療による利用者の増加を図ります。

(5) 環境衛生

ア 環境保全

村内一斉美化運動など住民と行政とが協力して地域環境の美化、良好な景観形成に取り組み、安全かつ快適な生活の障害となる不法投棄などの環境悪化要因の発生を未然に防止するため、村内全域に監視員を配置しパトロールを実施します。また、必要に応じて防護ネットや看板をこれからも設置します。

一般家庭ごみについては、ごみの減量化、再利用、再資源化を進めるため、分別収集を住民に徹底していただくことを目的に、平成 27 年度に村内 10 区を巡回してごみの減量化等について説明しました。今後も可燃ごみの減量化を進めるため、分別と生ごみの減量の啓発に努め、生ごみ処理機等の購入の補助を推進するとともに、公共施設のさらなるごみの減量化を図っていきます。また、県で推進しているレジ袋無料配布中止活動の取り組みとして、マイバック持参の啓発をしていきます。

地区のごみ集積所は老朽化や破損して使いにくいものがあります。これについては、破損しているものから随時更新していきます。

平成 24 年度から地球温暖化防止対策設備設置費補助金として、ソーラー発電施設などへの補助制度も導入していますので、積極的に推進していきます。補助金の額は、120,000 円を上限とします。

イ 火葬費用

平成 24 年度から人生の終焉を迎える火葬場での火葬料 7,000 円の個人負担を、加入している豊科広域葬祭センターに限り村で負担しています。

(6) やまなみ荘

平成 26 年度の消費税引き上げ後も料金改定せず営業を行ってきましたが、原材料価格の値上がりもあり経営は大変厳しい状況にあります。そこで今年度、宿泊費、宴会料理及び食堂メニュー料金を引き上げ改定しました。今後も、さらなる経費節減に向けた取り組みを進

めながらも、村の福祉センターとしての役割を果たし、来ていただいたお客様に喜んでいただける接遇を大切に、ゆっくり過ごして満足していただける施設にしていきます。また、自然を利用した犀川のラフティング、パラグライダー、トレッキングなどのアウトドア体験の拠点として情報発信と誘客を進め、特産品の巨峰、山菜やハチクの加工品などと、北海道標津町直送の海産物を活用し、季節ごとに特徴を活かした企画を行います。

平成 26 年度から配置しているいくさか大好き隊員を引き続き 1 名置くことにより、観光とやまなみ荘を連携させた事業やプランを企画立案して行い、宿泊者や施設利用者の増加に導くように進めていきます。

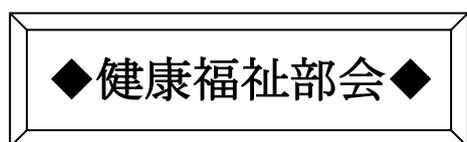
(7) 結婚と子育て支援

ア 結婚祝金

若者の定住促進と少子化対策を図り村の活性化を推進していくため、今年度から結婚祝金事業を始めます。婚姻届後、現に村に居住し 5 年以上定住意志のある 45 歳以下夫婦が対象で、祝金の額は 1 組 100,000 円です。

イ 健やかに産み育む子育て支援金

18 歳以下（高等学校卒業まで）の子のいる世帯に対し、水道の超過料金と保育料金に対する支援を平成 23 年度から行っており、引き続き子育て世帯の経済的負担の軽減に努めます。



(1) 高齢者福祉

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、また自立した生活が少しでも長く続くよう、「いくさか大好き隊員」による高齢者の生活を見守る事業を行っています。高齢者のみの世帯が増加し日々の見守りが大切となり、課題となってきています。平成 26 年度から、それぞれの世帯に合った見守りシステムの導入費用への助成を行い、これまで行われてきている隣近所での見守りについても引き続き行われるよう啓発に努めます。

高齢者や家族介護者の負担軽減など、生活に密着した支援を図るため社会福祉協議会とも連携し、住み慣れた地域で暮らしていくことができる取り組みを進めます。また、介護予防サービスについては、平成 27 年度の制度改正を受け生坂村にあったサービスが提供できる

よう検討を進めています。

生坂村社会福祉協議会については、平成 25 年度から理事・評議員等の役職員の構成を見直し、主体的な取り組みを基礎とした民間組織であるという基本原則のもと、様々な経営努力によりサービス利用者が増加しています。今後も、そうした自主的な運営に向けた取り組みを支援します。

ア 緊急宿泊支援事業

「かしわ荘」と「はるかぜ」の利用者を対象に、その家族が急な用事等により一時的に介護ができない場合に両施設に宿泊できるようにしています。

イ いくさか敬老の日

村内に住む 70 歳以上の方全員を対象に、年 1 回「いくさか敬老の日」を開催します。高齢者に対し、今迄のご苦勞に感謝の意を示すとともに、楽しいひとときを過ごせるような内容を考えていきます。

ウ 養護老人ホーム運営事業

措置入所となる養護老人ホーム（温心寮）は、松塩安筑老人福祉施設組合で運営され当村からも入所者がおり、引き続き事業運営に参加していくとともに、入所要綱に沿い施設介護が必要と判断された場合は、速やかに入所できるよう判定会議への参加、施設側との連携等をしていきます。

エ 高齢者生活福祉センター「ふれあいの里」

入居は、交通の便が悪く特に冬場は移動が困難な一人暮らしや二人暮らしの高齢者が、利用することを重視しています。介護認定を受けた方も、安心してデイサービス、ヘルパー派遣事業を利用しています。自宅で農業等に従事することもでき、介護予防を兼ねながら活用しています。

オ 空き家を利用した、生活支援ハウスの検討

村内の 70 歳以上の一人暮らし高齢者世帯と二人暮らし高齢者世帯の全世帯に占める割合は 30%を超えています。これらの方が、安心して住み慣れた地域で生活していただけるよう、空き家を再利用した生活支援ハウスを社会福祉協議会と検討、協議していきます。

カ 一般高齢者事業 元気塾

一般高齢者を対象に、介護予防目的で行っている事業です。元気な高齢者が自立した日常生活を送れるよう、ストレッチ体操、筋力アップ、認知症予防等の指導を継続します。

社会福祉協議会かしわ荘「交流室」を、元気塾に来ていない方にもご利用いただけるよう整備しました。毎月、第 2 第 4 の木曜日、午後 1 時～3 時までは、定期的に「お楽しみ会」

を開催し、地域住民の交流の場として活用していきます。平日の午前8時30分～午後5時15分は無料で開放しています。ただし、予約確認が必要となります。

キ 特定高齢者事業 お達者教室

保健師の訪問、窓口相談に見えた方々の状況に応じ、生活機能評価表の結果を基にスクリーニングし、介護予防事業を展開していきます。

個々の介護予防ケアプランに沿って、1人ひとりのプランを基に、運動、栄養、口腔、生活機能総合(認知、うつ、閉じこもり)の改善を図っています。

ク 配食サービス

高齢者、障がい者が自立した在宅生活を送れるよう支援するため、福祉事業の一環として配食サービス事業を継続します。配食回数は週6日とし、うち5日間は社会福祉協議会へ委託、1日はボランティアによる調理・配食とし事業を実施しています。

ケ 軽度生活援助

日常生活上の軽易な手助けや必要な援助を行うことにより、高齢者の一人暮らしや二人暮らし世帯、障がい者の自立した生活を支援します。介護保険制度が創設されたことに伴い支援は週1回とします。サービス提供者(社会福祉協議会)との連携を密にし、介護保険制度へのサービス移行をスムーズに行い、利用者に不利益が生じないよう事業を進めていきます。

コ 福祉有償運送サービス

自宅と病院間の移送、介助や投薬の受け取りなど、高齢者や障がい者の外出の利便性を図るための移送を行います。対象者は、介助を必要とし他の公共交通機関を利用することが困難と認められ、下記のいずれかに該当し、社会福祉協議会に登録した方です。

- ① 介護保険法で認定された方
- ② 障害者手帳をお持ちの方
- ③ 一人暮らし、二人暮らしで、バス停までの距離が遠く、介助が必要な概ね65歳以上の方

サ 家族介護用品支給事業

在宅で生活している要介護認定3以上の高齢者を介護している家族に、介護用品の購入に係る費用の一部を助成します。要介護4・5と認定されていて、村民税非課税世帯の方には月5,000円、それ以外の方には月1,000円を助成します。対象となる介護用品は、介護つなぎ服、紙おむつ・尿とりパット・使い捨て手袋・防水シート・おしり拭き・清拭剤及びドライシャンプーです。

シ 寝たきり者理髪給付事業

寝たきり在宅高齢者(要介護認定3～5、且つ障がい高齢者の日常生活自立度B判定以上)の方に対し、在宅訪問による理髪を受けるための費用の一部を助成します。助成金額は1回2,500円で年度における給付回数は6回以内とします。ただし、デイサービス等に理髪業者が出向いた場合の助成金額は1,000円とします。

ス 高齢者緊急通報システム設置費補助金

一人暮らし高齢者世帯が設置する、緊急通報システムの設置費用の助成を行います。それぞれの世帯の実情に合ったシステムの導入に対し、その初期設置費用50,000円、月々の利用料2,000円を上限として助成します。

セ 長寿会連合会

長寿会への加入者が増加するよう会と協議し、活動内容の検討を行います。

ソ 成年後見制度

権利擁護意識の啓発活動に努めるとともに、成年後見制度の啓発・活用を勧めます。成年後見制度については、2市5村で設置している成年後見支援センター「かけはし」と連携しながら体制を強化していきます。

社会福祉士による、申し立て業務も必要に応じ実施していきます。

(2) 介護保険

平成12年に導入された介護保険制度は、高齢者の「自立支援」と「尊厳の保持」を基本として、制度の「持続可能性」を高めつつ、介護予防の推進や地域包括ケアの充実をめざしてきました。引き続き介護予防の推進に重点を置くとともに、高齢者が地域の中で孤立することのないよう地域で支え合い高齢者の自立を支援していきます。

平成27年度から始まった第6期計画においては、大きな制度改正も行われているためそれらに対応した計画とし、改正された制度内容について広報に努めていきます。新たな介護保険料は、見込まれる介護保険給付費と被保険者数等を基に、国で示された算出方法により算出し、基準月額を4,700円とし、今期からは所得に応じた9段階での保険料設定となっています。

村においては認知症高齢者の増加に伴い、認知症対応型デイサービスセンター「はるかぜ」が平成22年12月に開所しました。認知症の方やご家族に専門的なケア・介護サービスを提供することにより、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていける体制を整えていくと同時に、認知症に対する正しい理解が得られるよう努め、認知症対策関連事業の実施に向けた検討を進めます。

健康管理センター内に設置している「生坂村地域包括支援センター」は、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を一体的に実施する役割を担います。その業務は下記のとおりで、相談支援や介護予防事業等について社会福祉協議会と連携し実施しています。尚、今年度から社会福祉士が常駐し、相談支援体制の強化を図っていきます。

ア 包括的支援事業

- ・介護予防ケアマネジメント
- ・総合相談・支援
- ・権利擁護
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援
- ・家族介護交流会の開催
- ・地域ケア会議の定期開催
- ・認知症初期集中支援チーム設置の推進
- ・生活支援サービスの体制整備
- ・在宅医療・介護連携の推進

イ 介護予防支援業務

- ・指定介護予防支援事業所として、要支援者のケアマネジメントを実施
- ・介護予防把握事業
- ・介護予防普及啓発事業
- ・地域介護予防活動支援事業
- ・一般介護予防事業評価事業

(3) 障がい者福祉

ア 障がい者の自立支援

障がい者が、住みなれた地域で自らの意思で暮らすことができるよう、障害者総合支援法に基づきそれぞれの状況に適したサービスを提供し、就労や生活、社会参加の支援を継続していきます。そのために、専門職による支援が行える環境を整えます。

- ・在宅支援事業
- ・施設支援事業
- ・計画相談支援事業

- ・補装具修理・交付及び更正医療の給付事業
- ・社会就労センターへの通所事業
- ・地域生活支援事業（日常生活用具給付、移動支援等）

イ 障がい者の虐待防止

障がい者の自立及び社会参加にとって虐待を防止することが極めて重要であることから、障がい者の虐待防止に関する法律により健康管理センターを虐待防止センターと位置づけ、虐待により障がい者の尊厳が害されることがないように届出や相談への対応、関係機関との連携により迅速な対応ができるよう努めていきます。児童、高齢者も含めた虐待全般について対応をしていきます。

（４）福祉医療給付

子どもを育てる環境づくりと高齢者及び障がい者のための施策として、県単福祉医療制度との整合をとり、必要と考えられる制度は村単で対応するため、障がい者の対象制限を緩和し、乳幼児の対象者を拡大することで安心して生活できるよう維持します。

- ・県単福祉医療給付事業
- ・村単福祉医療給付事業（乳幼児の対象は平成 23 年度から 18 歳までの医療費無料化）

（５）保健医療

健康教室等の開催により健康づくり意識の高揚を図り、各種健診と健康相談による病気の早期発見や生活習慣病の予防に努め、健康に生活する事で医療費の削減を図るとともに、母子保健の充実に努めます。

ア 健康づくり

健康応援隊で、地域に運動指導士、保健師、管理栄養士、歯科医師などが出向き、食生活改善推進協議会、健康推進員の協力を得ながら特定健診の受診を勧め、積極的な健康指導を行っています。

健康や医療に関する正しい情報の発信に努めます。その中でもジェネリック医薬品について啓発普及に努め、正しく理解し選択できるようにしていきます。

- ・各種がん検診、循環器健診
- ・健康教室及び個別健康教室
- ・健康推進員会及び食生活改善推進協議会の運営
- ・高齢者インフルエンザ予防接種助成

- ・高齢者肺炎球菌予防接種助成

イ 医療環境の整備

広域的に医療機関との連携を強化しながら、身近な医療から高度医療、在宅医療まで安心して医療サービスが受けられる医療体制づくりに努めます。

- ・村内内科医訪問診療
- ・休日当番医（塩筑医師会）
- ・救急医療（総合病院及び広域消防）
- ・隣接市町村医師会による乳幼児・高齢者予防接種
- ・隣接市町村の総合病院改修費用の一部負担
- ・予防接種相互乗入れ制度の活用

ウ 母子保健と育児支援

出生から育児の支援対策を充実させ、各母子保健事業ならびに育児事業を推進していきます。特に母子保健については、安心して妊娠できる環境と保健管理の向上、子育て支援を目的にした犀龍小太郎助成金により助成します。

- ・犀龍小太郎助成金

① 不妊治療助成事業

不妊治療をしている方については年 10 万円を限度として助成します。

② 妊婦健診助成事業

妊婦健診公費負担 14 回分以外の健診に要した費用について、健康診査料の自己負担 5 回以内 25,000 円を限度に助成します。

③ 幼児～18 歳までのインフルエンザ予防接種助成

インフルエンザ予防接種に対して助成します。

- ・妊婦歯科健診
- ・乳幼児健診及び教室と各種予防接種
- ・母と子の教室
- ・幼児眼科検診
- ・出産育児支援（妊産婦訪問、新生児訪問（全戸訪問）、パパ・ママクッキング）
- ・子育て支援相談への協力（教育委員会と連携を図ります。）
- ・事務事業評価の結果により、行政改革推進委員会に諮問し拡充の答申を受け、平成 24 年度から出産祝金を次のとおりとしています。

第 1 子 50,000 円、第 2 子 100,000 円、第 3 子以降 200,000 円

(6) 国民健康保険

医療費が年々増加する傾向ですが、原因の分析を行い医療費の抑制、生活習慣病の発症予防と重症化の予防に努めていきます。特に、保健師や管理栄養士による保健指導を積極的に行います。

特定健診・特定保健指導は、これまでもレセプト（診療報酬明細書）や統計資料等を基に村の健康に関する状況を把握し、課題解決に向けて実施計画を策定し実施してきました。今後は一層、被保険者の健康保持増進に努めるため、平成 26 年度に策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」により保健事業の実施及び評価を行います。保健事業実施計画により、特定健診の結果、レセプト等の健康と医療に関する情報を活用して、計画に基づき実行、その結果を評価して改善する PDCA サイクルの概念を取り入れ、効果的かつ効率的な保健事業を実施します。

また、保健事業実施計画との整合性を図りながら、「特定健診・特定保健指導実施計画書」で設定した目標（60%）達成に向け、特定健診受診率、特定保健指導実施率の向上に努めます。そのため実施している人間ドックの助成、日帰り 25,000 円、1泊 30,000 円を継続し、特定健診についても、40 歳及び 50 歳の方の健診料を無料とし集団健診と個別健診により実施していきます。今年度から脳ドックの助成も特定健診の項目を含む健診を受けられた方に限り、10,000 円の補助を行います。集団健診は、平成 26 年度から夕方に健診を行う日を設け、個別健診は、引き続き集合契約や近隣医師会との契約により、受診しやすい環境づくりに努め、医療費の削減につながるよう広く啓発していきます。

今年度から、集団検診受診者でハイリスク群と判定された方に対しては「頸部エコー」を実施し、脳血管疾患の早期発見と重症化予防に努めます。

(7) 国民健康保険税

国民健康被保険者数は年々減少傾向にあり、税額算定基礎の課税所得額と固定資産税額も減少していることから、平成 24 年度には約 4 割という保険税の大幅な引き上げを行いました。

一方、医療費の支払額は、住民（被保険者）の健康に対する意識の向上や健康保持が図られているため、保険税引き上げ後は大きな増加はありませんでした。そして、今後の国保制度の見直しも踏まえ平成 27 年度に保険税を引き下げる改定を行い、収入の不足分については基金を取り崩すことにより対応していきます。

◆振興部会◆

(1) 土木関係

ア 道路維持

村道の維持補修及び軽微な改良については、各地区の要望箇所の現状を早期に把握し、危険性・緊急性・必要性を考慮しながら実施します。

橋梁については平成 25 年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定しました。平成 27 年度から当計画により社会資本整備総合交付金事業で修繕工事を行っていきます。また、幹線道路の舗装面、道路構造物については、平成 26 年度に道路ストック総点検事業を導入して修繕計画を策定しました。平成 27 年度からこの修繕計画で舗装面及び道路構造物の修繕工事を行っていきます。

地域の住民と協働で実施する「おてんま」は、策定した要綱を基に原材料支給方式で実施します。

道路改良については社会資本整備総合交付金事業を導入し、村道 1 級 1 号線の改良を平成 22 年度から実施しています。北平地区は平成 26 年度に完成し、引き続き草尾地区も工事に着手して早期完成を目指し進めていきます。

宇留賀区の県道から公民館までの村道西 398 号線道路改良計画を、平成 26 年度に作成しました。平成 27 年度から、詳細設計業務を行い工事に着手して早期完成を目指し進めています。

また、他の路線についても地域と協議し、計画的に必要な路線の改良・舗装を実施します。

イ 村道除雪

平成 25 年度に行政評価で除雪基準の見直しを行いました。この結果、平成 26 年度から積雪量が 10 cm 以上、15 cm 以上の除雪路線に 30 cm 以上の路線を追加して除雪を実施しています。また、地区に貸し出している小型除雪機は管理方法を周知し、効率かつ有効的な活用が図れるよう努めます。

ウ 治水・砂防

平成 20 年度に土砂災害警戒区域の指定を受け、異常気象時には住んでいる場所の状況で避難対応を行うなど、災害を未然に防止するため、国・県との連携による危険箇所の把握や情報収集に努めます。

エ 河川環境整備

河川内に自生した樹木や雑草を地域住民と協働で伐採し、河川環境の改善を行うとともに活動組織の支援を実施します。また、河川を中心に「アレチウリ」が拡散し、農地や山林への被害を防ぐため、村民への啓発を行い、一斉駆除の推進に努めます。

(2) 住宅環境整備

ア 村営住宅建設

平成 26 年度下生野区内に、新たな若者定住促進住宅 2 棟の建設と空き家を 1 棟購入し、村営住宅として整備しました。また、平成 27 年度には上生坂中村団地に若者定住促進住宅を 2 棟建設しました。今年度も若者定住促進住宅建設を継続して、人口維持につながるよう進めていきます。これらの若者定住促進住宅については定住を希望される方に、住宅を払い下げることが可能としました。

空室となっている村営住宅については、村のホームページに掲載するなどの入居募集を行い、空室のないように努めています。

イ 住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助

住宅の耐震化及び住宅リフォーム等補助を今年度から次のように拡充を行います。

事業種類	補助金算定	
住宅リフォーム等補助 (一般型)	対象経費の 1 割で上限 20 万円 (従来と同じ)	対象経費は 20 万円以上の 工事費
住宅リフォーム等補助 (三世代型)	対象経費の 2 割で上限 30 万円 (三世代同居者が対象)	
住宅リフォーム等補助 (U I J ターン型)	対象経費の 2 割で上限 30 万円 (村外からの移住者が対象)	
耐震診断	住宅所有者負担なし (昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した木造住宅が対象)	
耐震改修補助	対象経費の 5 割以内で上限 60 万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった住宅で住宅 リフォーム等補助と併用可)	
耐震シェルター設置補助	対象経費の 5 割以内で上限 20 万円 (耐震診断の結果、耐震改修工事が必要となった家屋が対象)	

(3) 林務関係

ア 松くい虫防除事業

近隣市町村と連携を図りながら、現在進めている空中散布事業は、平成 26 年度に小立野区の山林を追加し、今後も継続実施していきます。

国庫補助による枯損木の伐倒駆除事業は投資効果が上がらないことから、事業効果の見込まれる箇所及び枯損木の倒木等で通行の支障になる箇所を選定し実施していきます。

また、被害が甚大に増加した小立野、下生野、日岐区については事業費の抑制及び枯損木を根絶するために、平成 26 年度から「松くい虫被害対策としての松本地域アカマツ林施業指針」の改正を行い、樹種転換促進地域に指定し面的に伐採して、燻蒸せずにその場で処理して樹種転換を行うように進めています。平成 26 年度に 2.9ha を、平成 27 年度に 2.2ha を小立野区内で実施しました。今年度は、小立野区内と下生野区内を実施していきます。

イ 森林整備

平成 20 年度から導入された「長野県森林づくり県民税」を活用し、集落周辺の里山において、機能回復・災害防止・有害鳥獣による農作物被害の軽減を図るため、間伐を中心とした里山整備事業を推進します。また、森林保全の重要性を住民に周知啓発し、森林資源を活用した小中学校の林業体験事業、都市住民との交流や「森林の里親制度」に協力を希望する民間企業の受入れを推進します。

平成 25 年度に、森林整備などで伐採した木材を有効活用するために、生坂村薪ステーションを設置しました。平成 26 年度から当施設をシルバーセンター、商工会と連携して有効的に活用するように進めています。

ウ 竹林整備

村内に生育する竹林からの資源を活用し、たけのこ・竹炭の生産販売に加え、たけのこの加工品の販路拡大に取り組み、原材料の確保及び景観整備として竹林整備の推進を図ります。

エ 林道整備

シルバーセンター等に委託し、林道の維持管理を中心に実施します。また、地域住民の協力による里山整備に必要な、林道・作業道等の開設にも取り組みます。

オ 高津屋森林公園

高津屋森林公園の運営は村直営で管理し、四季折々の森林資源を活用したイベントや、企業研修の誘致により、施設利用の促進を図ります。また、引き続き山菜園・きのこ園・竹林園の整備を行い、魅力のある里山づくりを目指します。

それに併せ、インターネットを活用した情報の提供で施設の利用増を図るとともに、地元管理組合には、間伐や森林保育事業などの仕事を推進し、間伐材を利用しての収入増を図り、組合員の活気と経営向上を目指します。

(4) 下水道事業

健全な事業経営・維持管理業務を主軸に、下水管へのつなぎ込みや浄化槽設置を促進するため、補助事業の導入を継続します。また、将来人口の動向に伴い総合的な管理体制の検討にも努めます。

なお、平成 24 年度に上下水道運営委員会と上下水道プロジェクト会議を行い、料金体系について協議検討を重ねてきました。その結果、村内の上下水道料金の公平化を図るために、平成 25 年度から、下水道使用料を改正しました。

平成 26 年度からの消費税法改正に伴う 3%の引き上げは、現在の料金において内税としました。

(5) 簡易水道事業

ア 生坂村簡易水道

老朽化した施設改修の計画的な実施、漏水調査の定期化、さらに有収率の向上に努力します。また、平成 20・21 年度には政府資金の補償金免除繰上償還により、高額利率資金の繰上償還を行い健全な運営を図りました。

今後も継続して、老朽化した施設については、施設の状況や地域状況を考慮し、適正な時期に更新を図ります。また、平成 23 年度から公民館等公共施設の基本料金を半額にして、各地区の維持費の軽減を図っています。

平成 24 年度から水源調査を行ってきました。その結果、平成 26 年度に池田町の平出地区で試掘調査を実施したところ、一日当たり 175 トン程度の使用可能な水量が確認でき、水道水としての水質も良好な結果が出ました。

今年度は、この水源が継続使用可能か調査を行います。そして、その結果により雲根地区、込地・重地区への簡易水道拡張事業及び、新たな給水計画を上下水道運営委員会と上下水道事業プロジェクト会議及び関係機関で検討を進めます。

水道使用料も下水道使用料金と同じく、村内の上下水道料金の公平化を図るため、平成 25 年度から水道使用料を改正しました。

平成 26 年度からの消費税法改正に伴う 3%の引き上げは、現在の料金において内税とし

ました。

(6) 商工振興

中小企業支援策として継続して融資制度を進めていきます。

商工会設置補助については、池田町と連携実施による事務事業、事務局体制等を商工会と協議して補助金のあり方を継続して検討します。

地域資源を活用した地場産品の開発支援を行い、雇用機会の創出により若者の定住を図ります。また、生坂マル得商品券（プレミアム商品券）の発行及び、住宅リフォーム等補助などにより、地域商工業の活性化対策を図ります。

平成 23 年度から商工会の主催で、商工感謝祭を実施しています。今後も商工感謝祭を継続し、商工業者の活性化につながるよう協力していきます。

平成 25 年度中に、村内で唯一生鮮食品を取り扱っている商店が閉店しました。これにより村内で生鮮食品等の購入ができなくなるため、松本ハイランド農協に生鮮食品等の販売を依頼し、松本ハイランド農協生坂支所で、平成 26 年度から生鮮食品等の販売を行っています。

(7) 観光事業

ア 公園の維持管理

公園に愛着を持ち、地域住民が維持管理を行っている施設については引き続き協力いただくとともに、地域住民と村、シルバーセンターとも連携しながら経費の削減を図ります。また、公園施設の設置目的等も検討し、村内各種施設や集客効果をあげるため、上野巨峰園と高津屋森林公園を遊歩道とグリーンパークブリッジでつなぎ、資源の有効的な活用を目指します。

上野農村公園内の準備休憩施設について、関係機関と調整したところ、建設時の目的の用途、農作業準備休憩施設として利用するのが好ましいと意見をいただきました。今後上野地区の農業者と協議して、有効利用するよう進めていきます。

イ 赤とんぼフェスティバル

村内最大のイベントとして定着しているお祭りです。このお祭りを大勢の村民及び村外からのお客さんが楽しめるよう、イベントの実施後に行う反省会の意見を参考に、赤とんぼフェスティバル I Nいくさか実行委員・区長合同会議で話し合い村民が楽しめるお祭りにしていきます。

ウ 観光資源の活用

数少ない観光資源を最大限に生かし村内への誘客につなげるために、平成 26 年度から、やまなみ荘にいくさか大好き隊員を 1 名配置して、やまなみ荘を拠点とした体験型のツアーなど観光事業を企画立案し広報に努めています。

大城・京ヶ倉登山道は活用方法・維持管理等村民と確認しながら経済効果につながるよう進めていきます。

(8) 都市との交流事業

団塊の世代を中心に田舎暮らしへの関心が高まる中、観光資源の乏しい当村では農業や農村風景を観光資源として農業体験ツアーを実施し、農業を通じた都市住民と村民との交流や自然とのふれあいを村の魅力づくりにつなげて、村民の活力と地域の活性化を図るとともに、やまなみ荘及び平成 20 年度に整備した体験農園施設を拠点に、体験農業や季節の農産物の発送により交流基盤づくりを進めます。

また、大城・京ヶ倉のトレッキングは、登山道整備を進めてきたことで春はヒカゲツツジ、秋は紅葉など人気があり県内外からの登山者が増加しています。この人々に村内の各種施設を利用していただくために、各部署及び関係機関との連携を強化して、魅力ある企画を立案し、滞在型の交流事業を展開できるよう進めていきます。

(9) 農業振興

ア 生坂農業の活性化

平成 23 年 4 月に生坂農業未来創りプロジェクト会議を設置し、現状把握のため村内 10 区で「生坂農業懇談会」を開催しました。その結果、農家の高齢化と後継者不足や、不在地主による荒廃地が増え、近い将来耕作放棄してしまう農地が急増するという深刻な問題が浮かび上がりました。この状況に対応するために、プロジェクト会議で対応策を再三協議して、農家の今後 10 年後の状況を詳しく把握するために、平成 24 年 8 月に村内の全戸を対象に地域農業に関する意向調査を実施しました。そして、意向調査結果に基づき、10 区の分析を行うとともに区ごとの営農推進事項を作成して、生坂農業懇談会を実施しました。

そして、今まで行ってきた意識調査や農業懇談会の結果を、プロジェクト会議で再検討し、今後の各区の特色を活かした生坂スタイルの営農パターンとして

- ① 営農組合の活動を活性化するための支援策
- ② 高齢化の進んだ地域への新規就農者の就農定住

- ③ 将来を見据えた農業用施設の更新及び基盤整備
- ④ 不在地主への対応
- ⑤ 住民への農業技術の研修
- ⑥ 人・農地プランの実施

等を定め各区と協議を重ねて実施していくよう、平成 26 年度に農業懇談会を行いました。

また、26 年度新たに創設された日本型直接支払制度、大幅に改正された経営所得安定対策、米政策を有効活用するように併せて推進してきました。

今後も、プロジェクト会議での検討及び、農業懇談会を開催して農業振興に導くように活動していきます。

中山間地域直接支払事業は平成 22 年度以降も継続して導入し、農地の荒廃化をなくすよう活動を推進します。また、平成 24 年度から第 2 期対策となった農地・水保全管理支払交付金は、平成 27 年度より多面的機能支払交付金に改正されました。今後も、積極的に活用し前事業同様実施して、良好な農村環境の形成や地域協働による環境を重視した活動を推進していきます。

イ 新規就農研修事業

農業公社で行われている新規就農研修事業は、農地を荒廃化させないために必要な事業であるため、人・農地プランに位置付けて、引き続き行っていきます。また、帰農者やUターン就農者への基本技術の習得支援を行います。

ウ 県営中山間総合整備事業

農業の活性化を図るために、村内一円の農業用排水施設整備などの農業基盤整備事業及び、農業集落道整備などの農村生活環境整備事業が総合的に行える、県営中山間総合整備事業を、平成 27 年度から着手して 6 年計画で実施しています。今年度は、南平・北平・会のは場整備、遊上の水路工事を実施します。梅月では、は場整備の換地設計業務を行い、活性化施設は概略設計に着手します。また、下生野では用排水路の実施設計を予定しています。

エ 農村集落活性化支援事業

今まで進めてきた遊休農地解消、農商工の 6 次産業化の取り組みを基礎にして、まち・ひと・しごと創生法により、農水省の地方創生に向けての事業として新設された「農村集落活性化支援事業」を平成 27 年度から実施しています。この事業により、住民が主体となった地域の将来ビジョンの作成と、県営中山間総合整備事業で設置するように進めている直売施設及び加工施設の運営、庭先集荷、生鮮食品の販売対策、農産物に価値をつけての直売の仕組みづくりや、地域営農組合の法人化への支援体制の構築を行うように進めています。

オ 有害鳥獣対策

有害鳥獣による被害が拡大しているために、団地を囲む侵入防止柵による獣害防止対策を地区の要望により補助事業を申請し推進します。また、平成 24 年度より猟友会の組織強化を図るために会員登録料等の半額を補助し、猟友会の協力を得て、サル・イノシシ・シカ・ハクビシン・カラス等の有害鳥獣を駆除し、農業被害の減少に努めます。また、個別の電気柵による被害防止対策には、1 世帯または 1 団体につき補助率 2 分の 1 で、上限 10 万円の補助金を交付し、防除機具等設置事業の内容を拡充して実施します。

また、各区、農業関係団体、猟友会、警察が連携して対策を検討し実践的な駆除対応を行うように生坂村有害鳥獣対策協議会により対応していきます。

カ 受益者負担

基盤整備事業や施設整備事業を実施する際には、受益者に充分説明協議し適正な負担金を徴収します。

キ 補助基準の策定

村単補助事業等では要綱等を作成し、行政が負担すべき内容が明確になるように補助基準等を定め住民（農家）に周知します。

ク 地域活性化事業

平成 20 年度は、受講生が学んだことをそれぞれの地域の皆さんに伝えていくことをめざし、「女・^{ひと}人輝きくらぶ」「おじさま^{ひと}倶楽部」の講座から特産品につながる活動にも取り組みました。平成 21 年度からはじめた生坂人発掘隊事業は、村の活性化のための活動グループを育成し、村の特産品作りや生きがいつくりにつながるように継続して活動の支援を行います。

ケ 加工施設

加工施設は農業公社が指定管理で運営しており、村民が利用しやすい環境を整えます。また、老朽化した加工機械についても過疎対策事業債を財源として随時更新していきます。

(10) シルバーセンター

シルバーセンターの事業は、会員の就労により高齢者が社会参加及び生きがいの充実を図り、健康維持に導く事業です。今後、新会員の加入促進と体制強化に努め、運営に対して現状により補助を行っていきます。

◆ 教育部会 ◆

(1) 地方教育行政改革

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成 27 年 4 月から施行され、教育の政治的中立性や安定性を重視しつつ、教育行政の権限と責任を明確にし、児童生徒や保護者及び地域住民等の意向・悩みなどへ迅速に対応するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を今年度から置くことになりました。

平成 27 年度から、総合教育会議をとおして村長と教育委員会との連携をさらに強化し、開かれた学校づくりを推進しています。

(2) 学校教育事業

児童生徒の減少により小・中学校ともに様々な課題を抱えていますが、小規模校ならではの特色を生かした、きめ細やかな学校運営ができるよう努めています。また、社会的視野を広げるために地域の人や各団体を講師に迎え、地域社会についても学んでいます。

生坂の自然や文化を大切にし、郷土を愛し人間性豊かな児童・生徒を育成するため、新学習指導要領を基に一人ひとりの個性を尊重し、自ら学び自ら考える力を養いながら、基礎的な学力の向上が図られるよう努めていきます。

登下校を含めた学校生活が楽しく安心して送れるよう、学校と家庭や地域との連携を図るため、生坂村コミュニティスクール 生坂大好き「わくわく^{がっこう}楽校」を発足し、新たに活動していきます。また、教育内容の変化や高度化に対応していくため、教職員の資質の向上を図り、子どもたちが生坂村に愛着と誇りを持つことができる教育を推進していきます。

子どもたちの学校生活環境の向上や、教職員が教育に専念できるよう教育関連施設の整備等について、今後も様々な検討を行いながら、安心で安全な学校となるよう施設の充実に努めます。

ア 学校教育

不登校やクラスに入れないなど、様々な状況の子どもたちに対する正しい認識を持つことが地域社会はもちろん、家族にも求められています。また、全ての子どもたちが楽しく学校生活を過ごすことができる環境を整える必要もあります。

平成 25 年度には小学校、平成 27 年度には中学校にも特別支援学級を開設し、児童生徒への支援に力を注いでいます。しかし、支援を必要とする児童・生徒が増えている中で、県費

の学級支援員を充分配置できていないため、県に働きかけていきます。

小規模校ならではの取り組みとして、平成 21 年度から始まった小・中学校教員の交流授業や、児童生徒の交流をさらに進めます。

外国語指導助手（ALT）の配置については、平成 27 年 7 月末に新規の ALT を迎え、中学校はもとより小学校でも外国語に触れる機会をつくるため、今後も ALT による授業を継続して行います。なお、民間で行っている ALT 派遣事業も視野に入れ、より良い事業を検討していきます。

学校徴収金については、保護者負担軽減のため、従来どおり村単独事業で引き続き支援を行います。

イ 子どもの安全確保

全国各地で子どもたちが被害者となる凶悪な事件が相次ぎ、村では関係機関との連携を図るための会議の開催や青色回転灯装着車等を利用した安全確保のためのパトロール、防犯用具の購入等の他、何よりも心強い村民によるボランティアでのパトロールが行われています。

こうした取り組みは継続することが大切です。平成 23 年度に設立された生坂村防犯協会は、子どもの安全を守る上で大変重要な意味を持っており、これを期に防犯協会を中心とした関係機関との連携を保ち情報交換や点検を行うとともに、地域全体で地域の子どものため、村民にも協力してもらえよう、安全のための啓発活動を実施していきます。

また、児童生徒の安全を脅かす犯罪や事故等が多発する中で、少年の非行問題が広域化、多様化、深刻化してきている現状を踏まえ、平成 28 年 2 月には児童生徒の安全確保と非行の防止を図るとともに、豊かな感性や情操、思いやりの心を育み児童生徒の健全育成を推進するため、安曇野警察署と所轄警察署管内の教育委員会等が相互連絡に関する協定を締結しました。これにより、それぞれが自らの役割を果たしつつ、問題の所在を相互に理解し、緊密な連携のもとに効果的な対応を図る体制を整えていきます。

ウ 学校給食センターの運営

学校給食センターは、平成 19 年 4 月の開設から 9 年が経過しました。衛生的で安全な給食作りを基本に、心のこもった給食を提供するために、食品添加物が少ない食材・食品を使用し、吟味した食材料を手作りにより調理しています。村内産の野菜類を多く使用するために、村内農家の皆さんや各種団体の協力を得て、納入者の拡大と地産地消を図り、給食を通して子どもたちが食の大切さを学ぶため「食育」にも力を入れています。

また、消費税増税や諸材料の高騰による保護者負担の軽減を図るため、村内ボランティアの方による食材の寄贈や、村の補助金を増額することで、今年度は児童・生徒の給食費の単

価を半額に抑えることができました。

施設の運営については、給食がもとになる食中毒等の事故が起こらないよう、施設や衛生管理を徹底し職員の健康管理にも充分注意を払うよう努めています。

エ 学校施設の維持管理

小学校については、平成 19 年度に地震補強・大規模改修工事により、校舎、体育館の耐震化と老朽箇所の改修が行われましたが、校舎は建設から 30 年以上が経過しているため、老朽化に伴う改修や補修を随時行っています。今後も改修方法、財政負担等充分検討し、引き続きその対応に努めます。

中学校については、建設から 17 年経過し、大きな改修等が必要となる前に日頃からの点検により異常等の早期発見に努めます。

また、公立学校施設の耐震化について、天井等落下防止対策として平成 26 年度に非構造部材の総点検を実施し、平成 27 年度に改修を行いました。

なお、平成 25 年度には国の学校施設環境改善交付金事業を活用し、小・中学校に太陽光発電システムの導入や、各教室へのエアコン設置、小学校の屋外環境改善整備を行いました。太陽光発電システムにおいては、売電による収入も見込めるほか、発電状況をモニターで確認できるため、自然エネルギーについて学ぶ良い機会になっています。

オ 教職員住宅の整備

老朽化している教職員住宅を整備することにより、任地居住できる教職員が増え、児童生徒への様々な対応へ専念できることが一層期待できます。

平成 20 年度に 2 棟 4 戸の教職員住宅の建て替えを実施し、下水道へのつなぎ込みも 3 棟行いました。今後も、必要に応じ建て替え、改修等の検討を行い、教職員の通勤等の負担軽減に努めます。

(3) 社会教育事業

平成 23 年度社会教育委員が再設置され、平成 27 年度新たに選任し生涯学習計画や公民館事業計画等に参加しています。また、生涯学習推進委員会の委員については、その設置目的等を考慮し社会教育委員との兼任を含め引き続き検討を行います。

(4) 公民館事業

ア 各種教室の実施

事業の計画・実施にあたっては、公民館長、分館長、分館主事等関係者が毎年の反省を踏

まえ計画を立て、社会教育委員の意見を聞き実施しています。今後も引き続き村民からの意見、要望等を聞きながら、専門的なものから一般的な内容まで、より多くの村民が参加できるよう開催日、時間、場所などを検討し事業の推進を図っていきます。また、各課等でも生涯学習が行われているため、必要に応じ連携を図ります。

各種教室の講師については、村内関係者（文化財保護委員、村内勤務者等を含め）に依頼しており、平成 27 年度に開催した公民館教室の 27 教室中（健康福祉課との共催を含む）、12 教室を村に關係する方々が担っています。これからも村内の様々な技術や知識をもった方を発掘し登用していきます。

イ スポーツ系教室

住民の健康維持と運動意欲向上を目的に、公民館事業としてスポーツや運動をする機会と環境を提供し、常に住民のニーズを把握しながら各教室や講座を計画していきます。

そして、継続している教室についても手法などを検討し、開催方法等を変更していくことで住民の参加を促していきます。

さらに、平成 25 年 1 月に松本大学と連携協定を締結したことで、各種事業を展開しており、現在、健康福祉課と共に体力調査を含めた運動教室の開催や、小学校児童を主な対象とした運動支援の講座を実施しています。

また、部活動の充実と技術向上を目的に、平成 23 年度から公民館と中学校が連携してバドミントン部の支援をしており、中学生の運動能力向上を図ると共に、現在、卒業した先輩たちが後輩へ指導する好循環が生まれ、社会体育事業の成果が上がり始めています。

今後、少子高齢化が進行することを踏まえ、社会教育委員やスポーツ推進委員などと研究・協議を行い、多くの村民が継続的にスポーツを楽しめるよう努めていきます。

ウ 成人式

平成 25 年度に対象者へのアンケート調査を行った結果、企画・運営全てを村（教育委員会）が引続き行うことになりました。平成 23 年から式典にはご家族や一般の方にも参加していただいています。さらに、村関係者以外にも成人者との関わりの深い多くの方々で祝う事のできる式としていきます。

エ 村民運動会

参加者の減少と高齢化などによる分館役員等の負担の増加に加え、多数のイベント開催などにより、平成 27 年度の事業評価を受け、社会教育委員会（分館長）・公民館・スポーツ推進委員合同会議において協議した結果、村民運動会と村民総合スポーツ祭を試行的に交互で開催し、今年度は 5 月下旬に村民総合スポーツ祭を行うことになりました。

今後も、村民の親睦を図る場として様々な意見を参考に、分館役員の方々やスポーツ推進委員と検討していきます。

（５）文化財保護事業

生坂村固有の風土や歴史を保存し、先人から受け継がれた文化を学び、これらを理解して住民共有の財産とすることは、非常に重要なことです。

村では、数多くの有形文化財、無形文化財、天然記念物などを指定文化財として登録しており、文化財保護委員による村内一斉パトロールを毎年実施し、現況を調査するとともに文化財の説明板の設置を行うなど、保護と保存活動に努めています。

また、歴史や文化を継承する意識の醸成が一層重要となってきたため、歴史的人物、文化財等の資料の収集や整備も必要に応じて行い、村民との協働による文化財の修理、保全管理を進めます。

こうした取り組みの中で、平成 24 年 7 月に加藤正治（かとうまさはる）先生顕彰展を農村資料館で開催し、11 月には資料館のギャラリーを頌徳館として、法学博士「加藤正治（犀水）先生顕彰会」を設立しました。この会の活動として、村の先達となった偉人を発掘し顕彰していく体制が創設されました。

そして、村民から寄贈された貴重な民俗資料の展示・公開と、健全な保全を図るため、平成 23 年 7 月に施設外からも展示品を見学することができる「山清路の郷 資料館」を開館しました。さらに、農村資料館にオープンした加藤正治頌徳館を平成 25 年度に改修し、展示・観覧しやすくすることで利便性を高めています。今後も、各施設においてイベントや講座・教室の開催などに有効活用し、地域活性化の拠点としていきます。

現在、過疎化・高齢化により文化財そのものの維持が課題となってきた地域があるため、文化財保護委員等を通じて実態を把握し、文化財の保護・保全が図られるよう努め、文化財めぐりや公民館教室などの開催により、住民の歴史的文化の意識高揚を推進していきます。

（６）保健体育事業

ア 体育協会委託料及び補助金

体育協会が担っている各種スポーツは、競技年齢層等の変化に競技人口が減少し休止中の部がある一方で、村外で開催される大会に参加するなど、活発な活動が行われている部もあります。

そのため、平成 24 年度に体育協会と協議を行い、大会主管料及び補助金について、村民総合グラウンドの管理委託を見直し、村民の体育の向上、推進に主眼を置いた取り組みが、さらに図られるよう引き続き必要な支援に努めます。

イ スポーツ振興

B & G 海洋センターや村民総合グラウンドなどの体育施設や各スポーツ用具等を常に利用できるよう整備を行い、住民等がスポーツや運動を行う環境を整えていきます。

さらに、B & G 海洋センターにおいてソフトバレーボール大会や水泳大会などを開催することで、団体競技や個人競技、地域及び世代を超えたコミュニティーの育成と体育の推進を図っていきます。

また、体育協会やスポーツ推進委員はもとより、健康福祉課や松本大学とも連携して、体育館やグラウンド、プールなどを活用したスポーツや体操の普及と指導を行い、住民の健全育成を推進します。

(7) 各施設運営事業

ア 児童館・生涯学習施設

児童館・生涯学習施設（たんぼぼ）は、開館以来多岐にわたるボランティアの皆さんに支えられ運営しています。

放課後は児童指導員をはじめ学習支援や運動・遊びなど、様々な活動に大勢のボランティアが携わっています。

なお、併設している図書室は、施設開設当初から図書ボランティアの協力により、現在約 16,000 冊を超える蔵書を管理しています。平成 23 年度に司書を配置し、蔵書管理や本の案内、利用者への支援を行っています。平成 26 年度には小・中学校に図書管理システムを導入し村の図書室と学校図書館での相互貸借により、学校図書館の本も借りられるようになりました。今後も図書室の利用案内を充実させ、住民への広報に一層力を入れていきます。

イ スポーツ施設

ファミリースポーツパークは、平成 22・23 年度にテニスコートの改修、遊具の撤去と新設、多目的広場、マレットゴルフ場の新設、クラブハウスの改築など施設のリニューアルを行いました。総合グラウンドも老朽化が目立つようになってきているため、平成 24 年度にベンチと階段の改修を行いました。今年度も老朽化が進む施設の維持補修を、予算の範囲内で積極的に実施します。

B & G 海洋センターについては、建設から 20 年以上が経過していることから、平成 23 年

度にアリーナの床の改修工事を実施し、平成 27 年度にはプールの照明全てと館内の一部の照明をLED化する修繕事業を行いました。今後も、これまで実施してきた海洋センター主催事業や学校、体育協会、公民館、区・分館などと協力し、村民が利用しやすい施設としていきます。

また、ファミリースポーツパーク・総合グラウンド・海洋センター周辺は、スポーツ施設が集中しているエリアなので、いつでも・誰でも気軽に利用できる施設として、やまなみ荘とも連携を図り、一層の施設の有効活用を図るよう努めます。

(8) 保育事業

ア 保育施策

園児数は減少傾向にありますが、保育のニーズに応える施策を進めていきます。

- ・仕事をしている保護者への子育て支援として、長時間保育は朝 7 時 30 分から、夕方は 6 時 30 分まで受け入れています。また、未就園児の一時的預かり保育や親子での保育園体験など子育てのサポート役として努めていきます。
- ・育児に対する悩みを軽減するために子育て相談も行っています。
- ・子ども・子育て支援係や保健師、専門機関との連携を深め、一人ひとりの子どもの発達や成長をしっかり見守る保育に取り組みます。
- ・保育園ではソーシャルスキルトレーニングを取り入れ、社会生活や対人関係を営んでいくために必要とされる技能を家庭と協力し合って進めていきます。
- ・平成 23 年度から行ってきた防災活動は、引き続き地域の方や保護者と連携し、防災意識の向上に努めていきます。
- ・子ども達が絵本に興味関心を持てるよう、村の司書と連携して絵本の選び方や与え方を保護者に知ってもらい、子どもが本好きになるための活動を進めていきます。また、子ども達が図書室を訪問し本の貸出しを経験したり、図書室の本を園に貸出してもらおう等、村図書室を身近なものとして活用し、本に親しめるようにしていきます。
- ・異文化を子ども達に伝えることを目的に平成 21 年度から『イングリッシュランド』事業を行っていますが、毎年度 15 回行い、保育内容の充実を図っていきます。
- ・平成 21 年度から行っているエコ活動は、食育活動と併せ、物の大切さや環境への意識を高め、ゴミの分別など子どもにもできる身近な事をこれからも続けていきます。

(9) 子ども・子育て支援事業

ア 子ども・子育て支援係

平成 27 年度から、子ども・子育て支援新制度が導入され、生坂村でも新たに「子ども・子育て支援係」を設置し、新生児から 18 歳まで全ての子どもと親や家族を対象に、総合的な子育て支援を行っています。育児支援の拠点として、未就園児親子を対象とした「びよびよひろば」は、年間を通し様々なイベントを行い、親同士・子ども同士の交流を図っています。当面、児童館内に事務所を置き、保健師や保育士による育児相談や支援を主に行っていますが、今年度から、生坂村に適した「子育て支援センター」の建設を進めていきます。また、障がい者の就労支援の場を提供することも計画に盛り込んでいきます。

なお、平成 27 年度から要保護児童等対策協議会の事務局を健康福祉課から教育委員会に移し、児童虐待防止に向け地域の関係機関等の情報交換を図っていますが、高齢者虐待、配偶者からの暴力防止については、これまで同様、健康福祉課と連携の下で対応していくこととします。

イ 就学前支援体制

小学校就学前の発育に関する不安を解消するため、保護者や専門家及び関係機関が連携をとり、早期からの支援体制を整えていきます。

ウ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

平成 27 年度から、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が設けられ、その基準に沿った責任ある施設運営が求められます。児童館内で行っている放課後児童クラブでは、平成 26 年度からクラブに加入している児童を対象に、小学校の振替休業・長期休業期間の平日には朝 8 時から受入れています。今後も学童保育時間の延長希望や要望を把握し、安全で健やかな居場所を提供できるよう努めていきます。

エ 補助金・貸付金

平成 24 年度に創設した入学祝金事業では、小学校入学時 30,000 円、中学校及び高校入学時には 10,000 円を、対象である児童生徒の保護者に支給しています。また、平成 26 年度から奨学金貸与条例等を全面的に見直し、対象を従来の高校から短大・大学まで拡充し、償還期間を大幅に延長するとともに、免除規定を設けるなど、奨学生の Uターンを図り、過疎化対策に取り組んでいます。

(10) 社会人権教育・男女共同参画事業

人権問題に関する教育には学校・社会教育を通じて力を入れていますが、誰でも参加しや

すい学習会や研修会などの開催を心がけるとともに、人権擁護委員とも連携を図り健全な地域社会の形成に努めます。また、平成 26 年度に策定した男女共同参画事業 5 ヶ年計画（平成 27 年度～平成 31 年度）に基づき、男女平等思想に立った啓発や女性の社会活動を推進していきます。

◆各部会連携事業◆

（1）定住対策

各部会で連携し、現在の中村団地・公営住宅・村営住宅・空き家を有効活用し、定住人口が増加する研究を進めます。村内の空き家の調査を行い、各自治会活動に、協調し参加する方に空き家を紹介する『空き家バンク制度』を平成 22 年度に立ち上げ、以来約 20 軒の所有者のご協力により空き家登録をしていただきました。生坂村ホームページや長野県の移住者向けポータルサイト「楽園信州空き家バンク」に写真等の情報を掲載し、村内へ永住を希望する方に紹介しています。なお平成 27 年度までに、空き家バンク制度を利用し 9 世帯の方が移住しました。今後も入居可能な空き家の再調査を行い、定住希望者の募集強化を図っていきます。

また、平成 25 年度から、いくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員）に、村が空き家の所有者から借り受け、リフォームを行い居住しています。平成 27 年度には村が取得した空き家を活用して田舎体験ハウスを整備し、U I J ターン支援と移住人口の拡充を進めます。

（2）各事業横断的実践チーム『知恵の輪委員会』の設置

平成 21 年度から、各所属の係長による横断的実践チームを設置しました。

平成 23 年度から村長、教育長を参与とし、委員長を村づくり推進室長に、副委員長を総務係長として、各所属の係長全員で組織し、事務局を村づくり推進室で行っています。役割は、各所属の実務者（係長）レベルで課題等を検討し実施方法案を見出すことと、係毎連携して行う事業について調整し、各所属間の連携を強化することにより、円滑な事業の推進を図ります。

（3）集落の活性化対策

平成 20 年度から実施している区振興交付金の交付により、各区の特色を活かした運営ができるようになりました。今後もさらに協働事業の推進を行うため、平成 23 年度に新設した、村独自の生坂村絆づくり支援金制度を活用し、各地区の特色を活かした事業に対し支援していきます。集落の中には人口の減少と高齢化により、機能の低下した集落がでてきます。このような集落については、平成 25 年度から地区担当職員と連携しいくさか大好き隊員（地域おこし協力隊員と集落支援員）の協力体制により、地域づくりと様々な支援の充実強化を図っていきます。

（４）道州制について

道州制とは、現行の都道府県を廃止して、複数の県を統合した道州をつくり、地方の自立を目指す統治制度です。全国を 9 から 13 の道州に統合し、県の機能が集約されコストの削減や時代に合わなくなった中央集権体制を壊すことができます。市町村も広域的な 20 万人以上規模の「基礎自治体」という名称になり、生坂村のような小さな市町村は合併をするようになります。

この制度の問題点は、

- ・税源が豊かで社会基盤が整っている大都市圏が有利となり、地域間格差は拡大する。
- ・税財源が国から地方に移ると同時に、700 兆円を超える国の債務をどうするのか。また町村の財源がどこまで保障されるか明らかにされていない。
- ・小規模町村は、「基礎自治体」として認められず「合併」を強いられ、これまで町村で培われてきた自治は衰退してしまう。
- ・小さな市町村がなくなるため地域の支え合いがなくなり、国を弱体化させる。

以上のことにより、全国町村会・町村議会議長会では導入反対の要望をしています。村議会も平成 25 年 3 月定例会で、国に対して議員発議の道州制導入に反対する意見書を提出しました。

（５）集落との連携事業

地区との農業懇談会を契機に大日向地区では平成 25 年度から遊休荒廃地を活用した農地再生事業を開始しました。この事業は、地区と村、農業公社が連携して取り組みを進めており、村の事業支援では、国の過疎集落等自立再生緊急対策事業によるいくさか大好き隊居住のための空き家のリフォームや地区公民館の改修等の施設整備等を実施しました。

また、県の集落「再熱」実施モデル地区支援事業では、いくさか大好き隊員と地区の農業

指導員、農業公社が中心となって、荒廃地の農地再生と試験栽培に取り組んできました。

平成 27 年度以降も、地域発 元気づくり支援金事業や県営中山間総合整備事業を取り入れて、地区と連携を図りながら、協働作業を通じて、就農希望者が地区農家として自立して生活できる体制づくりや地域農業の推進による地区の活性化を目指していくこととします。

(6) まち・ひと・しごと創生法による地方創生の推進

国では、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある社会を維持していくため、「まち・ひと・しごと創生法」を制定し推進しています。

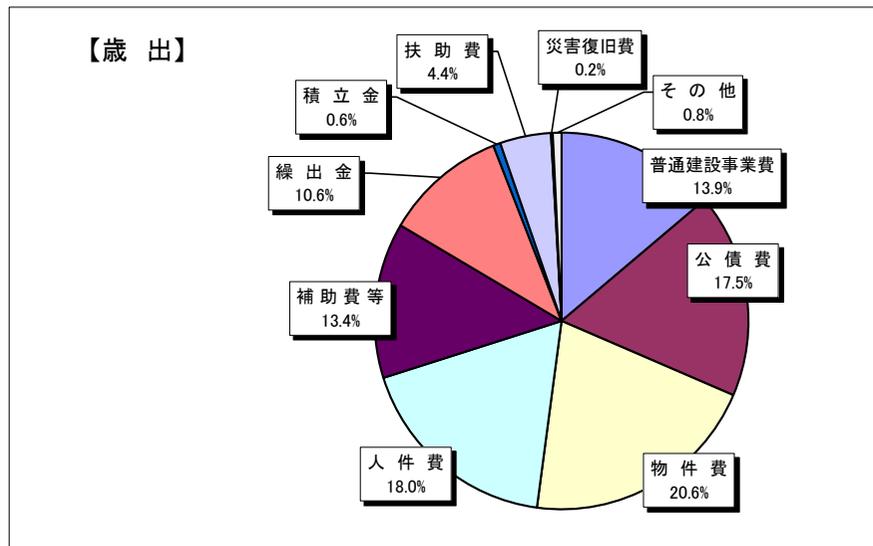
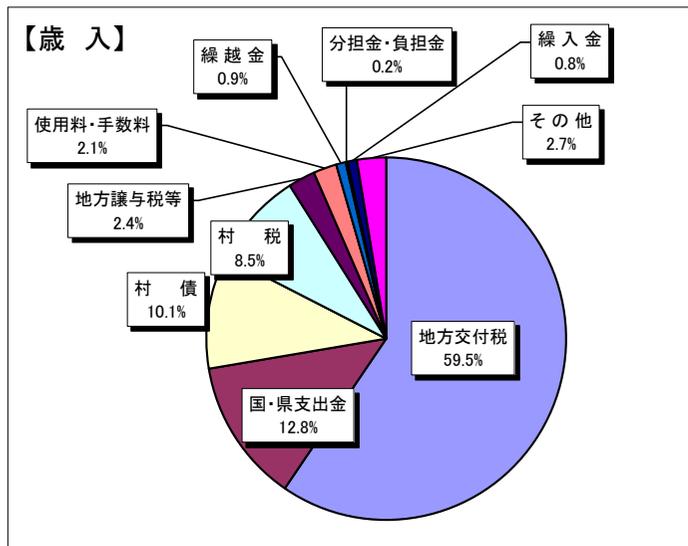
これを受けて平成 27 年度に当村においては地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、地域消費喚起・生活支援型事業として、地域振興券の交付やいくさかマル得商品券の販売、地方創生先行型事業として集落・農地再生事業や子育て支援事業、総合戦略策定事業を実施しました。

特に平成 27 年度に策定した「生坂村人口ビジョン」と「生坂村まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口維持と地域の活性化に向け、今後 5 年間の目標や実施する施策について、村民をはじめ各関係機関と広く連携して進めていきます。

7. 村の財政状況

(1) 普通会計の決算の状況

ア. 26年度普通会計決算の状況 (※1)



(単位：万円)

歳入		項目(※2)	
歳入		地方交付税	11億4,687
		国・県支出金	2億4,686
		村債	1億9,538
		村税	1億6,398
		地方譲与税等	4,663
		使用料・手数料	4,039
		繰越金	1,652
		分担金・負担金	356
		繰入金	1,596
		その他	5,031
		計	19億2,646

歳出		項目	性質別	項目	目的別
歳出		普通建設事業費	2億6,195	議会費	4,443
		公債費	3億3,137	総務費	3億1,163
		物件費	3億8,989	民生費	3億8,351
		人件費	3億3,976	衛生費	1億1,848
		補助費等	2億5,204	農林水産業費	2億6,665
		繰出金	1億9,965	商工費	1,334
		積立金	1,176	土木費	2億0,678
		扶助費	8,333	消防費	6,852
		災害復旧費	286	教育費	1億3,927
		その他	1,424	公債費	3億3,137
		計	18億8,685	災害復旧費	287
				計	18億8,685

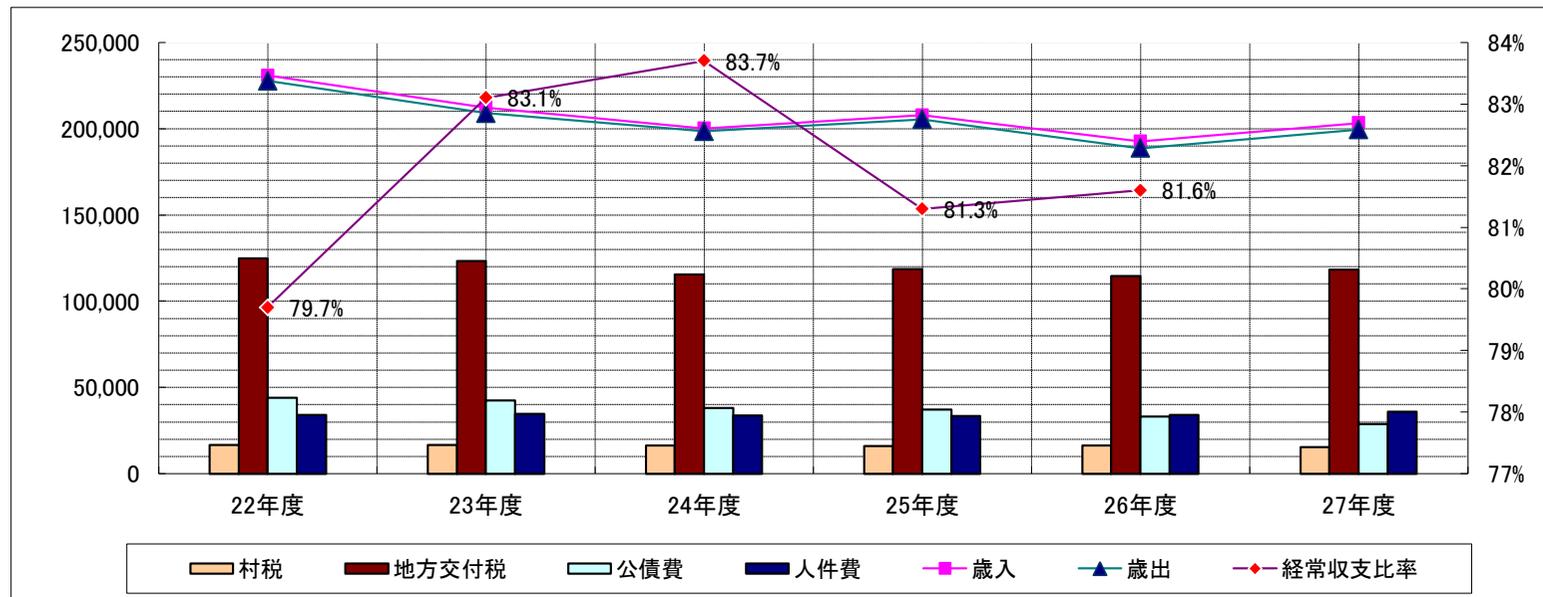
(※1) 「普通会計」とは、村の一般会計と村営バスの特別会計を合算し、重複している部分を除いたものです。

(※2) 歳入及び歳出のうち性質別の各項目は、当該決算年度の金額の大きいものから順に表記をしています。

イ. 村の財政の推移【平成22年度～平成26年度、平成27年度（決算見込）】

(単位：万円)

年度	歳入総額			歳出総額		
	村税	地方交付税	公債費	人件費	公債費	人件費
22	23億 868	1億6,690	12億4,683	22億7,605	4億3,926	3億4,186
23	21億2,077	1億6,661	12億3,325	20億8,912	4億2,637	3億4,587
24	20億 132	1億6,480	11億5,415	19億8,342	3億8,038	3億3,823
25	20億7,693	1億5,978	11億8,489	20億5,341	3億7,104	3億3,440
26	19億2,646	1億6,398	11億4,687	18億8,685	3億3,137	3億3,976
27 (見込)	20億3,245	1億5,338	11億8,227	19億9,395	2億8,891	3億5,821



※「經常収支比率」は、毎年の人件費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税などの一般財源がどれだけ充当されているか、その割合を示す指標で、数値が高い場合、自由に一般財源の用途を決めることが出来ないことを意味し、様々な事業を行うことが難しくなります。

当村の普通会計の決算でもわかるように、歳入のうち自主財源である村税は全体の1割を満たない状況となっており、交付税依存による財政運営と言えます。現在、村の大きな課題は、少子高齢化や人口減少により、今後村の規模に応じて、国の交付税や交付金等が減収となることが見込まれるため、財政運営に影響を及ぼすことが懸念されます。今後も、持続可能な財政運営を行っていくために、将来負担を考慮し、計画に基づく事業を推進していくことが重要であると言えます。

(2) 財政のシミュレーション

ア. 平成28年度～平成32年度【5ヵ年】

歳 入	項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	村 税	1億4,934万円	1億4,690万円	1億4,480万円	1億4,360万円	1億4,250万円	
	地方譲与税等	5,285万円	5,313万円	5,311万円	5,370万円	5,385万円	地方譲与税等には、税交付金、交通安全対策特別交付金、地方特例交付金を含む。
	地方交付税	11億0,700万円	10億9,800万円	10億8,500万円	10億7,200万円	10億6,000万円	地方交付税は、普通交付税及び特別交付税の収入見込額を計上。
	小 計	13億0,919万円	12億9,803万円	12億8,291万円	12億6,930万円	12億5,635万円	
	分担金・負担金	157万円	140万円	140万円	140万円	140万円	
	使用料・手数料	3,952万円	3,901万円	3,825万円	3,825万円	3,789万円	
	国・県 支出金	2億9,555万円	2億1,995万円	1億7,328万円	1億7,135万円	1億7,272万円	
	繰 入 金	430万円	500万円	500万円	500万円	500万円	繰上償還に係る繰入金がある場合計上。(財源補てんに係る繰入は見込まない。)
	繰 越 金	500万円	500万円	500万円	500万円	500万円	
	諸 収 入	2,091万円	2,281万円	2,043万円	2,269万円	2,048万円	
	村 債	3億0,470万円	2億3,000万円	1億8,500万円	1億8,500万円	1億8,500万円	村債は、過疎債及び臨時財政対策債を計上。
そ の 他	625万円	625万円	625万円	575万円	575万円	その他は、財産収入及び寄付金を計上。	
計	19億8,699万円	18億2,745万円	17億1,752万円	17億0,374万円	16億8,959万円		

歳 出	項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	備考
	人 件 費	3億6,704万円	3億6,464万円	3億6,161万円	3億5,959万円	3億5,740万円	
	扶 助 費	7,618万円	7,570万円	7,564万円	7,578万円	7,549万円	
	公 債 費	2億6,873万円	2億7,247万円	2億5,898万円	2億5,487万円	2億6,845万円	
	小 計	7億1,195万円	7億1,281万円	6億9,623万円	6億9,024万円	7億0,134万円	
	物 件 費	4億1,466万円	3億8,290万円	3億6,559万円	3億6,879万円	3億6,485万円	
	補 助 費 等	3億3,759万円	3億2,931万円	3億0,600万円	3億0,749万円	3億0,430万円	
	繰 出 金	1億5,347万円	1億5,506万円	1億5,506万円	1億5,476万円	1億5,476万円	
	普通建設事業費	3億1,312万円	1億7,659万円	1億0,703万円	1億1,649万円	1億0,789万円	
	そ の 他	4,772万円	4,388万円	5,272万円	4,587万円	4,688万円	その他とは、災害復旧事業費・維持補修費・積立金・投資及び出資金・貸付金を計上。
計	19億7,851万円	18億0,055万円	16億8,263万円	16億8,364万円	16億8,002万円		

差 引	848万円	2,690万円	3,489万円	2,010万円	957万円	
-----	-------	---------	---------	---------	-------	--

イ. 積立基金の状況

年度末 / 区分	財政調整基金	減債基金	その他特定目的基金	基金・合計
27年度末・基金残高（見込）	5億2,017万円	2億2,386万円	7億1,385万円	14億5,788万円
26年度末・基金残高	5億1,874万円	1億3,137万円	7億1,016万円	13億6,027万円

※土地開発基金は定額運用基金のため、上記に含んでいません。

財政シミュレーションからもわかるように、歳入面では歳入のうち最も大きな割合を占める「地方交付税」は今後、減収していくことが見込まれます。

また、歳出面では、構成比のうち大きい割合を占める「公債費」が減少していくため、決算規模も年々、縮小が見込まれます。

（参照：次ページ：「（3）公債費の状況」による）

ウ. 財政指標

財政健全化判断比率	27年度 (実績)	26年度 (目標値)	31年度 (目標値)	早期健全化基準
実質公債費比率	11.9%	16.0%	14.0%	25.0%
将来負担比率	—	90.0%	80.0%	350.0%
実質赤字比率	—	—	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	—	—	20.0%

(※1) 「—」は、算定される比率が生じないことを示しています。

(※2) 目標値は、生坂村第5次総合計画に基づく目標値を表しています。

財政健全化判断比率では、第5次総合計画の目標値を下回る比率となっています。今後も、現在の比率を推移できるよう経営健全の取り組みを進めていきます。

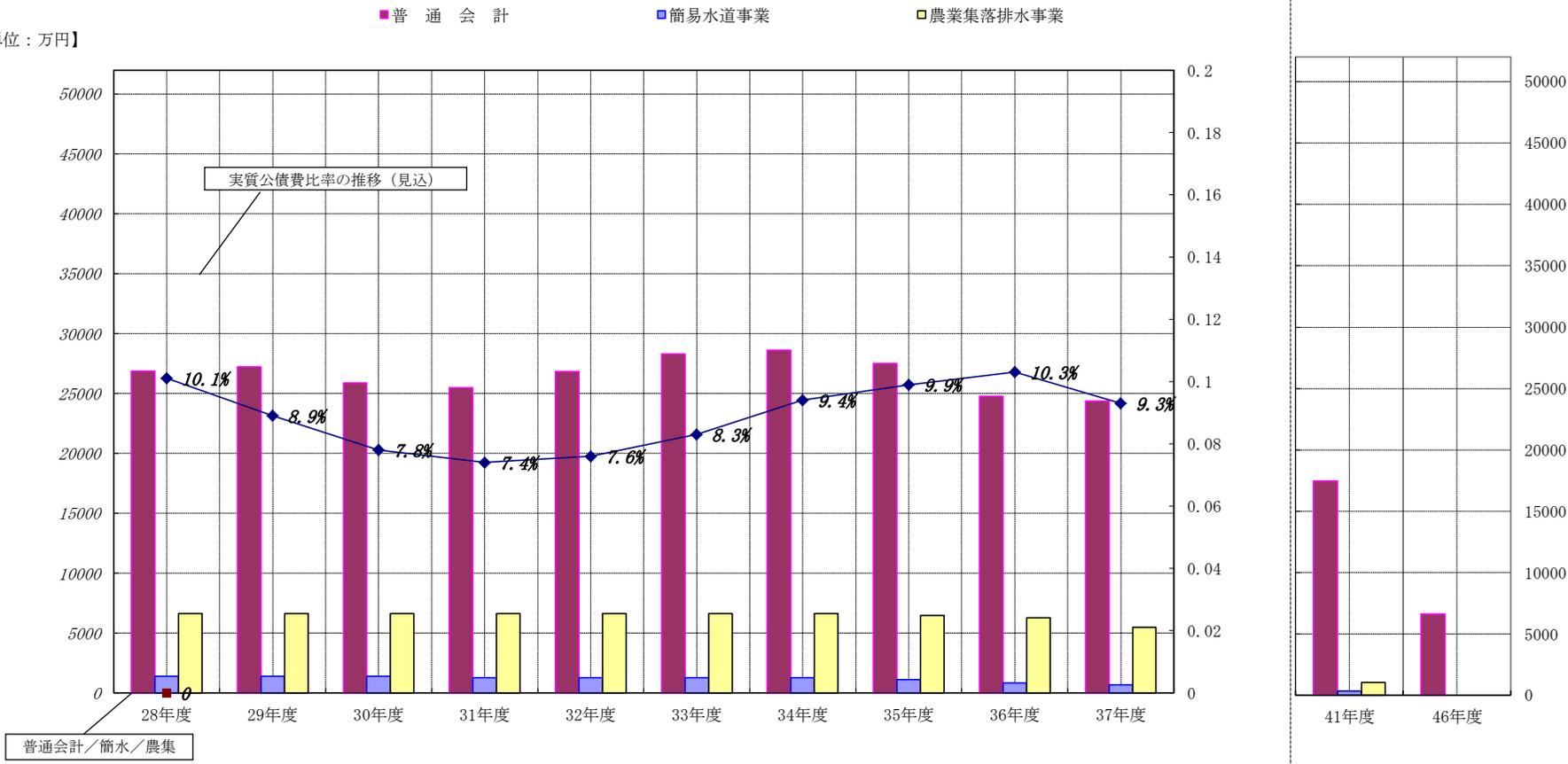
【財政指標に関する用語の説明】

- 財政健全化判断比率・・・地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、算定・公表が義務づけられた4つの財政指標を言います。指標が一定水準以上に悪化した場合、議会の議決を経て財政健全化計画等を策定しなければなりません。
- 実質公債費率・・・一般会計等が負担する公債費や公債費に準ずる経費の、標準財政規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値を言います。
- 将来負担比率・・・一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の、標準財政規模を基本とした額に対する比率を言います。
- 実質赤字比率・・・一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言います。
- 連結実質赤字比率・・・全ての会計を対象とした実質赤字、資金不足額の標準財政規模に対する割合を言います。

(3) 公債費の状況

◆ 公債費・実質公債費比率等の推移【H27年度～H37年度（10年間）・・・H41年度・H46年度】

【単位：万円】



- 「実質公債費比率」は、財政健全化判断比率の指標の1つとして位置づけられています。（比率の基準として、18%以上:地方債発行許可団体、25%以上:一般事業等の起債制限となります。）
- 「普通会計」は本計画の財政シミュレーションにより今後5年間の借入額として、償還額を計算しています。
（以降、過疎債は平成32年度以降は1億3,500万円、臨財債は5,000万円として見込み、毎年度借入するものとし、平成35年までの借入を想定しています。）

会計 / 年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度
普通会計	2億9,347	2億6,873	2億7,247	2億5,898	2億5,487	2億6,845	2億8,284	2億8,611	2億7,522	2億4,755	2億4,358
簡易水道事業	1,424	1,424	1,424	1,424	1,273	1,273	1,273	1,273	1,110	849	686
農業集落排水事業	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,631	6,475	6,272	5,494

年度	41年度	45年度
普通会計	1億7,471	6,631
簡易水道事業	363	H44償還終了
農業集落排水事業	1,073	H44償還終了

※将来的な償還額は、今後の借入状況や利率等により変動することが見込まれます。

7 各事業の評価予定

○ 評価実施年度

		事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について
総 務 課 ・ 村 づ く り 推 進 室	1	村営バス、周回バス運行事業			○			利便性の向上と財政負担の軽減を図るために、毎年度ダイヤ等の検討と補助事業の拡充を図る。
	2	区振興交付金		○				第一次事業評価結果において、手段改善としたが平成20年度より区振興交付金として交付しているため、その算定方法等について評価を要する。
	3	防犯灯設置補助金		○				第一次事業評価結果において、拡充としたが平成22年度よりLED防犯灯の整備工事を年間100箇所程度の実施しているため、全村終了した段階での再評価を要する
	4	若者コミュニティセンター管理委託料					○	第一次事業評価結果において、現状継続としたが委託内容と委託金額を含め、再度評価を要する
	5	ホームページ管理委託料	○					第一次事業評価結果において、拡充としたが管理委託料については、委託内容と委託金額を評価検討する
	6	電算業務委託事業		○				第一次事業評価結果において、現状継続及び手段改善としたが電算委託業務の全てに対して、再度評価検討する
	7	無線施設維持運営事業			○			行政防災無線のデジタル化は必要であり、移動系の無線との整合性や当村の現状に合ったデジタル化を研究する。
	8	非常備消防費	○					第一次事業評価結果において、現状継続としたが活動実績の無い者への年間報酬、または退職報償金の支払いについて、検討が必要となっている。出動手当を個人支給とし分団運営費を新たに設けるかについても検討する。
	9	消防設備費		○				第一次事業評価結果において、現状継続としたが消防施設及び消防団装備の老朽化が進んでおり、特に搭載車については、20年を経過するものがあるため、評価検討が必要である。
	10	災害対策費			○			平時の防災・減災に対する意識の高揚を図る取組とともに、多様化する災害等に対応するための機材・設備の整備は重要であるため、必要な機材等を精査し計画的に整備する。
	11	広報「いくさか」発行业				○		文字、イラスト、写真、記事の内容等を工夫して、幅広い年齢層に読んでいただけるために、知恵の輪委員会で協議する。
	12	公債費償還及び起債計画(普通会計)					○	今後も重要な事業が遂行されるが、新たな事業実施に当たっては、国・県の交付金事業や補助事業に過剰債等有利な起債を活用するとともに、利率の高い臨時債の借入の繰上償還を実施していく。
	13	交通災害共済			○			交通量の多い国道19号線が村を南北に走り、4つの県道、多くの村道など自動車利用は欠かせない現状から、村民の交通災害に対する共済には公費負担が適切であり、現状継続とする。
	14	CATV事業					○	第一次事業評価結果において、拡充としたが自主放送の内容や使用料を含め、再度評価する
	15	選挙関係事業					○	平成25年度より村内投票区を5区から3区に統合した状況を検証する。
16	人件費		○				第一次事業評価結果において、現状継続としたが職員数や業務内容など再評価を行う。	
17	いくさか大好き隊運行事業	○					今年度までは特別交付税で1人当り人件費200万円と事務費150万円が措置されている。平成25年度からは国の財源措置が確定していないため、継続するか否か検討する必要がある。	
18	人事評価制度			○			毎年度人事異動があることを鑑み、職員の評価研修を実施し、業務目標に対する評価を公平に行い、職員の仕事の意欲向上につなげる。	
19	防犯協会運営事務					○	平成23年度協会の発足以降、予算もなく、お金をかけない方法で運営してきたが、事業に伴う表彰や講師謝金などの費用の財源を検討する必要がある。	
20	絆づくり支援金制度			○	○		各地区・団体が、様々な協働による事業に活用されていて、現状継続すべきであるが、事業に関して内容・受益者負担を配慮して、担当職員は親身に相談に乗り、申請の手伝いをする。	
21	自治体保険					○	自治会が主催する行事等について、安心して開催することができるように不慮の事故に対しては保険金を支給することができることから、積極的な自治会活動が期待できるため現状継続とする。	
22	いくさか応援寄付	○					平成20年度に開始した事業であり、施設利用の特典やPR等実施について評価を実施する。	
23	補助金等交付事業資金貸付金制度					○	元気づくり支援金等の補助事業を執行するために、各地区・団体が当初の事業資金を捻出できるため現状継続とする。	
1	ごみ処理委託事業			○			ゴミの分別方法等の説明会を各区で開催し、資源ゴミの回収量を増やすと共に、ゴミの減量化と生ゴミ処理機やコンポスターの普及啓発を進める。	
2	穂高広域施設組合			○			当組合の議会等での内容を村民に公開し、当村のゴミの減量化を進め、負担金の軽減に努める。	
3	安曇野松筑広域環境施設組合			○			一部事務組合で行なっており、運営は順調であり平成13年に改築した際の起債の償還も終わることから、今後の負担金算出方法や指定管理業務の導入を視野に、今後構成市村で検討協議していく。	
4	生ごみ処理・コンポスター補助金					○	ごみ減量化等地区懇談会の実施後に、生ごみ処理機、コンポスターの購入補助金の啓発を行うとともに、ごみの排出量を調査し、引き続きごみの減量化に取り組んでいく。	

	事業	H24	H25	H26	H27	H28	事業内容及び事業評価について	
住民課 税務生活環境	5 不法投棄対策設備設置補助金				○		不法投棄が皆無にならない現状であるから、不法投棄監視員と協議をし、村内の現状を把握して、必要箇所がないか検討する。	
	6 健やかに産み育む子育て支援金		○				平成23年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。	
	7 地球温暖化防止対策設備設置費補助		○				平成23年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。	
	8 福祉センター特別会計		○				経済情勢の悪化や周辺人口の高齢化や減少により集客数が減少傾向にある。また、宿泊客の素泊まり増加など経営状況は厳しいうえ、改修していなかった施設の修繕費用が増加しているため評価していく。	
	9 社会就労センター運営				○		施設授産の定員管理をすとも、余裕のある家庭授産の新規の仕事を確保して、雇用の創出による生活の向上を図る。	
	10 国民年金受託事務				○		国民年金の未加入者、未納者を減らすための啓発を行うとともに、保険料の納付率のアップに努める。	
	11 戸籍事務					○	国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。	
	12 住民基本台帳事務等					○	国の制度によって行っているが、業務内容は随時検討することが必要と考える。	
	13 保育事業	○					保育運営に関する事業で、今年度に評価を実施する。	
	健康福祉課	1 軽度生活支援通所事業	○					第1次事業評価結果において、縮減となったが、委託内容や実施状況について再度評価を要するものとする。
		2 妊婦乳幼児健康診断委託事業	○					長野県医師会との契約により実施している事業だが、交付税措置と国の補助金、村単子育で支援事業で実施しており、国の動向で補助事業も変更ありえるため、継続評価していく。
		3 介護用品支給事業				○		住み慣れた自宅で暮らせる在宅介護を支援するために、必要な介護用品を支給するなどの拡充と、介護度の低い方にはリハビリ用品の支給を検討する。
		4 福祉委員の報酬		○				第1次事業評価結果において、手段改善となり報酬審議会にかけ報酬(減額)の見直しをした。5年程度の状況を踏まえて、再度評価を要するものとする。
5 生きがい活動支援通所事業		○					第1次事業評価結果において、現状継続となったが、委託内容や実施状況について再度評価を要するものとする。	
6 配食サービス委託事業		○					平成21年11月より自己負担を400円に変更したが、変更後の実施状況等を踏まえて再度検討を要するものとする。	
7 長寿会連合会運営補助事業等				○			県補助金を受けての事業であり、高齢者が地域内での担い手として期待されているため現状継続とする。なお、長寿会連合会や社協等とも連携し、支部組織の復活が図られるよう検討していく。	
8 高齢者生活福祉センター運営委託事業		○					第1次事業評価結果において、手段改善となった。介護保険運営協議会での検討により今年度より利用者負担額の変更をすることとなった。実施状況等を踏まえて再度評価を要するものとする。	
9 社会福祉協議会補助金		○					第1次事業評価結果において、現状継続となったが、内容や実施について再度評価を要するものとする。	
10 過疎地有償運送事業		○					第1次事業評価結果において、手段改善となり、実施状況について再度評価を要するものとする。	
健康福祉課	11 各種検診委託料			○			検診の自己負担額は現状を継続し、保健師の増員により、未受診者への個別対応など、受診勧奨を強化することにより受診率を上げ、病気の早期発見・早期治療につなげ医療費の削減を図る。	
	12 福祉医療給付事業			○			受給対象者の経済的負担の軽減を図り、健康保持及び子育て支援のためにも必要である。また、県の補助事業に基づいた事業と、村単独でも行っており村民のニーズも高い。なお、68・69歳に対する支給については除外することとする。	
	13 高齢者インフルエンザ予防接種			○			予防接種法・予防接種施行規則に準じ実施していく。長野県医師会、塩筑医師会、安曇野市医師会との契約により、県内医療機関での接種が可能となっている。重症化やまん延防止につながるため、今後も現状の体制を継続し、法改正等に準じて実施していく。	
	14 高齢者にやさしい住宅改良補助事業				○		住宅改修を補うことにより、住み慣れた自宅での生活を支援することになるので、現状継続とする。	
	15 食生活改善推進協議会補助事業				○		食生活改善推進協議会の活動は活発であるので、村民が参加していただける催しを実施して、会員増と食による健康保持の啓発に努める。	
	16 健康推進委員活動事業		○				国保の医療費削減のために、自分たちで出来る健康づくりを実施して、2年程度の状況を踏まえて、活動内容や健康教室等の参加について、再度評価するものとする。	
	17 母と子の教室					○	母子保健法・発達障害基本法の規定による母子教室。専門性と観点から、目的に準じた教室運営になっているが継続して評価していく。	
	18 出産祝金					○	今年度より祝い金の金額が増額となりその状況を踏まえて、継続評価していく。	
	19 生坂敬老の日				○		生坂村を守り育てて来られた高齢者に対して、感謝の気持ちを伝える会として、多くの方に参加していただくよう取り組んでいく。	
	20 国民健康保険(人間ドック補助含む)		○				平成25年度から特定検診の受診率、保健指導の実施率等が後期高齢者支援金に影響することから、内容を検証することが必要になると考える。人間ドック補助金を増額しているが、状況を検証する必要がある。	
	21 犀龍小太郎助成金	○					平成20年度にスタートした制度なので状況を確認し、検証する必要がある。	

		事業					事業内容及び事業評価について	
		H24	H25	H26	H27	H28		
課 建 設	振 興	1			○		道路法が平成25年9月に改正され、トンネル・道路・橋梁について、5年に一度の点検を行い維持修繕が必要な箇所は対策措置を講じるように義務付けられた。このため現在実施している事業に加え、法改正に対応するために事業拡充が必要である。また、改良事業については引き続き計画的に事業を実施する。	
		2		○			第1次事業評価結果において、現状継続となったが、平成24年度の大雪の状況を踏まえ平成25年度に再評価が必要と思われる。	
		3			○			公営住宅については老朽化している箇所が増えてきており、人口維持につなげるためにも、修繕等の対応により入居者の利便性の向上を図ることが必要である。
		4					○	第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
		5			○			県からの補助金を財源として、各地区で協働により河川の除草作業等を行い、環境整備になっており必要な事業である。また、前回の評価により県管理区間の国への移管については、整備期成同盟会により広域的に要望している。
		6			○			森林が荒廃してしまうと山地災害の危険性が増加し、松食い虫被害木の伐採処理も、林道が整備されていないと効率良く対応できない。よって森林整備促進のために、利用されている林道の維持管理は必要である。
		7		○				第1次事業評価結果において、近隣の市村と調整し事業の拡充が必要と評価されているため、その実施内容について検証及び評価が必要と思われる。
		8		○				第1次事業評価結果において、森林税を活用し事業の拡充が必要と評価されているため、その実施内容について今後の森林税の動向も踏まえ検証及び評価が必要と思われる。
		9		○				第1次事業評価結果において、指定管理を直営にし運営している。管理組合員の高齢化が進んでおり、管理組合の体制強化も含め検討し、評価が必要と思われる。
	課 建 設	10				○		近年局地的な集中豪雨による災害発生件数が増加している。また、土砂災害特別警戒区域も村内に点在している現状から、災害復旧及び治山事業は必要であるので現状継続とする。
		11				○		合特法により管理業務を委託しているが、維持管理費の検討と、老朽化対策の改修を行う。
		12					○	池田町広津の水源を活用し、草尾以北の送水計画に伴い老朽施設の更新計画を策定して、安定した給水体制の構築を図る。
		13		○				今年度に2棟建設すると、現在の計画は終結する。このため、日岐宮の上住宅、上生坂中村住宅の入居状況等、検証評価し、今後の計画について検討が必要と思われる。
		14					○	猟友会の高齢化が深刻であり、個体数の調整からも、狩猟免許の取得費用の助成を行うことを検討する。
		15	○					平成23年1月より平成25年3月までの期間で事業を行っている。事業の終了年次に合わせて事業効果等検証評価し、今後の方針について検討がとられる。
		16					○	土砂災害特別警戒区域が多い当村にとって、対象家屋には、早期に事業の啓発が必要である。
		17					○	三世代以上及び18歳未満の子どものいる世帯に、リフォーム補助と併せて補助金の増額を検討する。
		18					○	糸魚川―静岡構造線断層帯地震(予想最大震度7)が予想される状況下で当事業は必要と考える。しかし、高齢者世帯及び、後継者の決まっていない世帯については、工事費が高額になる為事業が進んでいない状況であるので、高齢者世帯等の事業推進方法の検討が必要である。
		19					○	第1次事業評価結果において、現状継続となったが、新会員の会員促進、体制強化の実施状況を検証し、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
課 振 興	振 興	1				○	商工業等の産業振興、交流事業、伝統文化の伝承等に活用されている必要な施設であり、商工会の指定管理により適切に管理されているので現状継続とする。	
		2		○			平成20年度に評価を行い継続となっているが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。	
		3				○	平成24年度から公益財団法人の認定を受け運営しており、当法人は、今後「生坂農業未来創りプロジェクト会議」で検討した事業の実施及び6次産業の振興に核となる法人であるので現状継続とし、派遣職員について今後の運営状況を踏まえ検討が必要と考える。	
	課 振 興	4					○	改正の農業委員会法では、村長が任命して、議会の承認を得ることになっているので、地区のバランスと推薦方法、男女の比率等をどの様にするか協議する。
		5					○	施設管理については前回の評価結果により実施しており適切に指定管理されているので現状継続とする。しかし、施設については中山間地域総合整備事業により、直売施設及び加工施設の建設に向け検討委員会を設置して検討を進めている。この検討結果により当施設については拡充が必要とも考える。
		6	○					平成21年度に評価を行い、施設について有効利用するよう用途替えを含め検討が必要と評価されているが、用途替えについて農地整備課と協議した結果、農作業準備休憩施設として、上野地区の農家と使用方法について協議をしたらどうかとの意見があった。今後この意見を踏まえ活用方法について検討が必要と思われる。
		7					○	地域交流の場であり地域振興にとって必要な施設であるとともに、前回の評価で委託料の検討を行い下生野区で適正に管理されているので現状継続とする。また、さらに利用率を向上するように下生野区と検討協議を行う。
		8					○	赤とんぼフェスティバルは村最大のお祭りであるため、現状継続を基本に、村民並びに来場者が楽しんでいただける企画を取り入れて開催する。
		9					○	平成23年度に評価を行い買い物弱者対策、商工感謝祭、商工業者の経営健全化指導等の充実強化に努め、補助金は現状維持と評価されたが、5年程度の状況を踏まえて、再評価が必要と思われる。
業	産 業	10	○				各水利組合の状況により運営補助として交付しているが、状況の変化により評価が必要と思われる。	
		11		○			平成12年度から各営農組合の申請により事業を実施しているが、事業を申請している地区、申請していない地区があり、今後の事業推進について評価が必要と思われる。	
		12		○			平成19年度から各営農組合の申請により事業を実施しているが、事業を申請している地区、申請していない地区があり、今後の事業推進について評価が必要と思われる。	
		13					○	広範囲での野生獣侵入防止柵の設置では防ぎづらい小動物等に、有効であることから現状継続とする。
		14		○				平成18年度より事業を始めたが、事業効果を検証し評価が必要と思われる。

		事業					事業内容及び事業評価について
		H24	H25	H26	H27	H28	
産 業	15		○				平成21年度より事業を始めたが、事業効果を検証し評価が必要と思われる。
	16			○			平成23年5月からプロジェクト会議を設置して、月1回の定例会議、10区を対象に現在まで5回の農業懇談会を開催し、地域農業の将来についての意向調査を実施してきた。この結果、各区の農業施設の更新及び拡充の希望が多かったため、県営中山間地域総合整備事業の実施及び中山間地域直接支払交付金、多面的機能支払交付金事業の導入による各営農組織の活性化策を推進している。しかし農業振興への課題は多く、毎年のように国の農業施策が変わっている現状から、関係機関と連携して農業振興策の検討が必要であり、今後も当プロジェクト会議は現状継続とする。
教 育 委 員 会 学 校 教 育 委 員 会 社 会 教 育	1		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり小中学校における児童生徒数の転換期であり、評価年度以降における対応について検討を要するものとする。
	2	○					第1次事業評価結果において、現状継続となり進路の多様化、通学手法の変化もあるため、補助のあり方・内容について検討を要するものとする。
	3		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり町村会の解散に伴い、補助金のあり方について検討を要するものとする。
	4		○				第1次事業評価結果において、現状継続となり小学校の英語の必修化もあり、ALTの活用について検討を要する。
	5			○			調理機械は経年劣化が目立ち、修繕や更新が必要である。また、フライヤーは給食人数に適した容量に更新を検討する。味噌・野菜・米の保管庫(冷蔵庫)は地産地消の推進と、地域活性化を図るため必要であるので、元気づくり支援金を活用し購入するよう検討する。
	6				○		IT教育の成果が分かりづらいので、小学校のホームページを活用して、小学校の特色ある取組等を発信するなど、情報公開に努めるとともに、次期の更新時にはPC、タブレットに詳しい方の指導を仰ぎ、IT教育の先端的な取組を目指す。
						○	IT教育の成果が分かりづらいので、中学校のホームページを活用して、中学校の特色ある取組等を発信するなど、情報公開に努めるとともに、次期の更新時にはPC、タブレットに詳しい方の指導を仰ぎ、IT教育の先端的な取組と技術習得を目指す。
	7			○			公共施設の2階以上の建物は毎年清掃を行っているため、学校も建物の経過年数を考慮し、現状把握と点検を兼ねて毎年行うことを検討する。
	8	○					第1次事業評価結果において、現状継続となり児童生徒数の変動、近隣の報酬額との比較など再評価を要するものとする。
	9	○					第1次事業評価結果において、「地域公共交通活性化・再生総合事業」による実証運行により検討をしていくことになっているため、事業終了により評価が必要と考える。
	10	○					児童生徒を取り巻く環境が多様化している中で、事業の公平執行に資するため評価が必要と考える。
	11			○			県設計事務所に調査依頼をしたところ、小学校のバスケットゴールと中学校の体育館天井が非構造部材の対象であるため、早急に対処が必要と考える。中学校体育館天井については、補助対象となるため工事費用を把握し、補助金申請を早期に行う。
12	○					今後の文化財修繕補助の実施状況と、絆づくり支援金との整合性について検討を要するものとする。	
1		○		○		意向調査結果が拮抗している現状から、少子高齢化に対応した運動会の実施方法を検討し、区長・分館長、主事の意見を聞きながら方向性を見出していく。	
2		○	○	○		意向調査の結果と少数意見を参考にして、開催時期・種目等を協議し毎年度開催する方向で検討する。	
3					○	体育協会の運営で行い、参加者が増えるよう努める。	
4					○	地元地区と協力しながら実施しているが、高齢化も進んでいるため、5年後に評価を行い内容等の検討を要するものとする。	
5	○					平成21年度に評価を行っているが、直近3年間の状況を踏まえた再評価を要するものとする。	
6			○			教室の開催期間としては、冬場に若干の余裕があるものの、教室数について上半期に増やすことは厳しいかと思う。しかし、健康福祉課との共催や域学連携事業を活用した事業の展開により、参加者の増加や教室内容の充実、事業費の抑制を図ることが期待できる。	
7			○			村外(松本市・長野市)からの講師に対して、交通費を支給しているため、村内講師より報償費が掛かる。講座によってはクラブ化を進めるために、リーダー的な存在を育てよう努めるとともに、講座の参加者を増やすために参加費は無料であることをもっとアピールする。	
8	○					第1次事業評価結果において、成人者にアンケートを取り、その結果により成人式の内容等を検討し実施するとなった。その後2回実施したが、祝賀会の内容や来賓について再度評価を要するものとする。	
9	○					評価予定年度が事業開始から5年目となるため、補助金の交付実績から、事業の内容、補助率について評価を要するものとする。	
10			○			司書を配置したことで、利用しやすい図書室になり、利用者が増えているが、さらに村民の皆さんが必要としている蔵書や資料の把握、選書方法の検討をし、図書室に関する広報、イベントを実施することにより、幅広い年齢層の利用促進を図る。	
11				○		小学生の健全育成のために必要な事業であり、保護者の意見・要望、近隣の児童クラブの現状等を把握して、利用時間の延長とその費用負担を検討する。	
12				○		子ども達を楽しんで取り組んでいる教室が多く、村民や大学生との交流の場にもなっているが、宿題を教えるだけでなく、定期的に学習塾の様な取組等を検討する。	
13				○		保護者が力を合わせて、子ども達のために自主的に活動することは必要であるから、必要経費が不足した場合に補助を行い、現状継続とする。	
14	○					平成23年度に「住民に光をそそぐ交付金」事業として図書館司書を配置したが、平成25年度からは交付金がなくなり、村単事業となる。専門の立場から今後の図書室のあり方について検討を要するものとする。	
15			○			健康増進・維持のための水泳教室、域学連携による松本大学との利用促進の協議、カヌー教室等の新しい事業を取り入れ利用率の向上に努める。また、運営方法と利用料の見直しの検討を行う。	
16		○				第1次事業評価結果において、現状継続となったが、5年程度の状況を踏まえて、手法等について評価を要するものとする。	
17	○					第1次事業評価結果において、現状継続・必要に応じ対応していくこととなっているが、老朽化も目立つようになってきているため、早めに第2次評価を行う必要があると考える。	
18		○				村内のゴルフ人口は年々減少しており、一部のプレーヤーしか参加しておらず、検証する必要がある。	
19			○			乳幼児を対象とした事業を、健康福祉課・保育園と共同で行っている。子育て支援の一環で親子等の利用者が過ごしやすい環境を整備するために施設改修を行い、子育て支援の拠点として、ハード・ソフト面の充実強化に努める。	